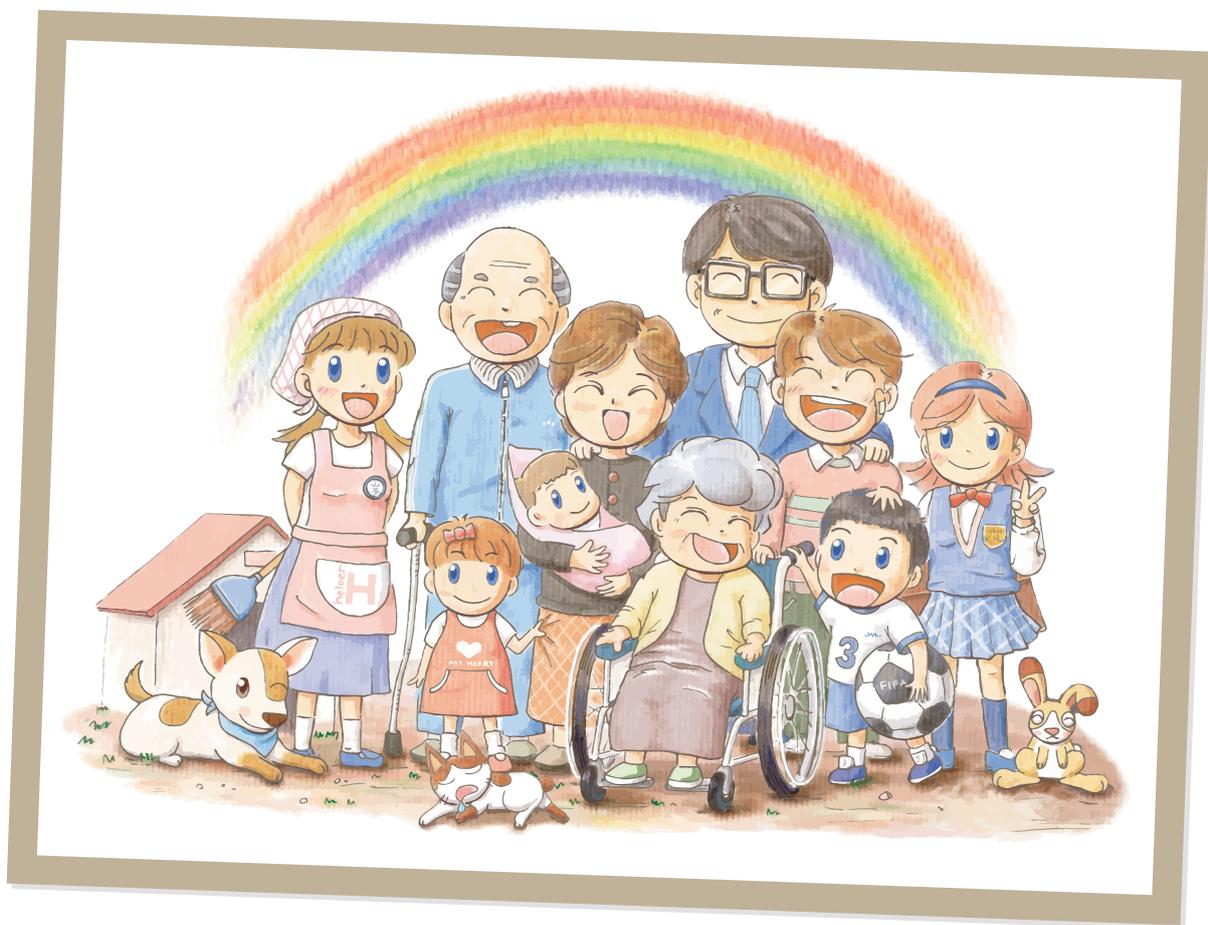


第④期 朝来市障害者計画
第⑦期 朝来市障害福祉計画
第③期 朝来市障害児福祉計画



令和6年3月
朝来市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 主要な障害者関連法の制定・改正の動き.....	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	4
5 計画の期間	4
6 計画の策定体制	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況.....	6
1 統計データ等に基づく状況.....	6
2 障害者・児へのアンケート調査.....	13
3 サービス提供事業所調査.....	20
4 朝来市における課題のまとめ.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 基本理念・基本視点.....	23
2 基本目標	25
3 施策の体系	28
第4章 施策の展開	29
基本目標1 地域での生活支援・環境整備.....	29
基本目標2 療育・教育の充実.....	36
基本目標3 就労支援と社会参加の促進.....	41
基本目標4 障害への理解促進、差別の解消.....	47
基本目標5 相談支援体制の充実.....	50
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画.....	52
1 第7期障害福祉計画における成果目標.....	52
2 第3期障害児福祉計画における成果目標.....	59
3 兵庫県の独自指標.....	62
第6章 計画の活動指標.....	63
1 障害（児）福祉サービスの事業体系.....	63
2 第6期障害福祉計画／障害福祉サービスの見込量と確保策.....	65
3 地域生活支援事業の見込量と確保策.....	72
4 第2期障害児福祉計画／障害児支援の見込量と確保策.....	83
第7章 計画の推進に向けて.....	86
1 各主体の役割	86
2 連携体制の強化	87
3 計画の進行管理	87

資料	88
1 計画策定の経過	88
2 朝来市障害者計画等策定部会.....	89
(1) 朝来市障害者自立支援協議会条例.....	89
(2) 協議会 委員名簿.....	91
(3) 策定部会 委員名簿.....	92
3 用語の説明	93

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国においては少子高齢化が進行しており、障害のある人やその介護者の高齢化、障害の重度化・重複化という問題や、8050問題や、ヤングケアラー等の福祉分野にまたがる複合的な課題も顕在化するとともに、地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退、人々の生活様式の多様化等、障害のある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

障害者施策について、国では、障害のある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」を平成5年に定め、国や地方自治体に対して、障害のある人のための施策に関する基本計画の策定を義務付けました。この法律に基づき、国は「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年）や、「障害者基本計画（第2次）」（平成15年～24年）を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。また、平成23年の障害者基本法の改正では、「障害者の権利に関する条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念を新たに取り入れています。

そしてこの障害者基本法に基づき、平成30年には「障害者基本計画（第4次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる集いに参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを、基本理念として計画の目標に定めています。また、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

本市では、平成30年3月に、「第3期朝来市障害者計画・第5期朝来市障害福祉計画」を策定しました。また、令和2年には障害者総合支援法に規定する「第6期朝来市障害福祉計画」と児童福祉法に規定する「第2期朝来市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人のニーズに対応し、障害のある人が自ら望む地域生活を送るために必要な障害福祉サービス等の充実を図るための取組を推進しています。

この度、「第3期朝来市障害者計画」「第6期朝来市障害福祉計画」「第2期朝来市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度末をもって終了することから、障害のある人のニーズや生活の実情等を踏まえ、本市における障害福祉の施策を総合的に推進するとともに、障害福祉サービス及び障害児支援サービスの一層の充実を図るため、「第4期朝来市障害者計画・第7期朝来市障害福祉計画・第3期朝来市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。



2 主要な障害者関連法の制定・改正の動き

近年(第6期障害福祉計画策定以降)の主要な障害者関連法の制定・改正は、以下のとおりです。

(1)障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に制定・施行されました。

(2)地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年に成立しました。

(3)難病の患者に対する医療等に関する法律

平成26年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、対象疾病数が令和3年11月に338疾病に拡大されました。

(4)障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成28年に施行されました。(令和3年に改正。)

行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

令和3年の改正では、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

(5)障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」は昭和62年に「身体障害者雇用促進法」から改称された、障害のある人の雇用の促進を図ることを目的とした法律であり、社会状況の変化とともに改正が続いています。

平成28年の改正により、障害のある人に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供義務が示され、平成30年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人が加えられました。

また、令和元年の改正により、国及び地方公共団体に、障害者活躍推進計画の作成及び公表と、障害者雇用推進者(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)及び障害者職業生活相談員の専任や、障害のある人の雇用状況を的確に把握すること等が規定されました。

法定雇用率が令和5年度から令和8年度にかけて段階的に引き上げられ、民間企業は2.3%から2.7%、国、地方公共団体等は2.6%から3.0%、都道府県等の教育委員会は2.5%から2.9%となります。また、民間企業の対象となる企業の範囲が、常用雇用労働者数が43.5人規模の企業から37.5人以上規模に拡大されます。

なお、令和4年の市内の対象となる企業数は23事業所があり、そのうち12事業所が目標を達成しています。

3 計画の位置づけ

(1)根拠法令

第4期朝来市障害者計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害福祉施策の基本的な計画となるものです。

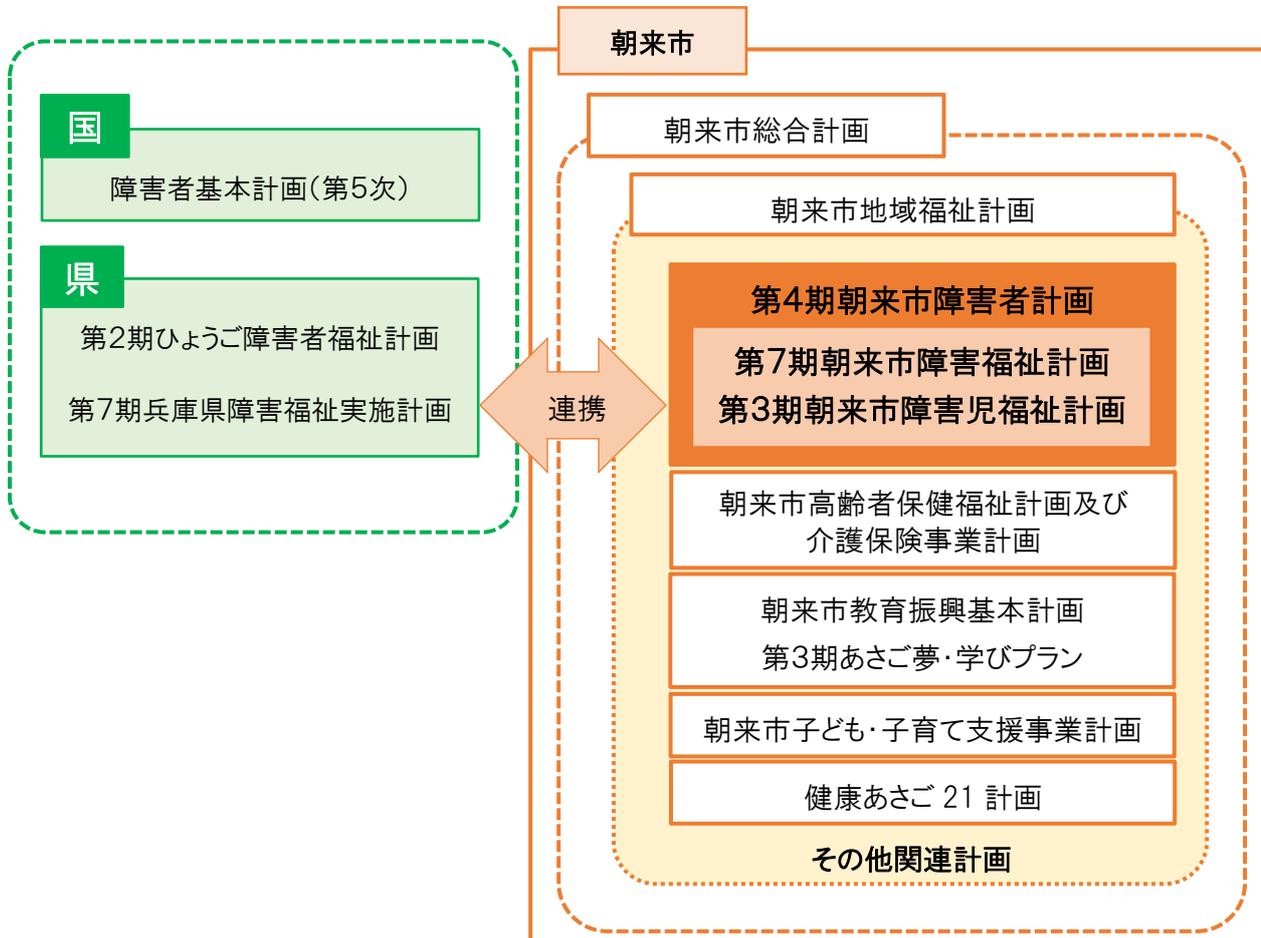
第7期朝来市障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスが円滑に提供できるよう必要な体制を確保するための方策などを定めた計画です。

第3期朝来市障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害児通所支援等が円滑に提供できるよう必要な体制を確保するための方策などを定めた計画です。

(2)関連計画

本計画は、本市のまちづくりの方向を定める「第3次朝来市総合計画」（令和4年度から令和 11 年度）と本市の地域福祉の指針となる「第4期朝来市地域福祉計画」（令和4年度から令和8年度）を上位計画とします。

さらに、「朝来市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「朝来市教育振興基本計画 第3期あさご夢・学びプラン」、「朝来市子ども・子育て支援事業計画」、「朝来市健康増進計画・食育推進計画（健康あさご 21）」等関連計画との整合性を持ちます。



4 計画の対象

本計画で、「障害のある人」とは、年齢にかかわらず、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障害のある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。また、「障害のある子ども」という場合は、児童福祉法による18歳未満としています。

5 計画の期間

第4期朝来市障害者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期朝来市障害福祉計画と第3期朝来市障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
障害者 計画	第3期計画						第4期障害者基本計画					
障害 福祉計画	第5期障害 福祉計画		第6期障害 福祉計画			第7期障害 福祉計画			第8期障害 福祉計画			
障害児 福祉計画	第1期障害児 福祉計画		第2期障害児 福祉計画			第3期障害児 福祉計画			第4期障害児 福祉計画			

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民の参画を得るとともに、市民のニーズを把握・反映させるために、次のような機会を設定しました。

(1) アンケート調査の実施

計画の策定に向け、障害のある人の生活や福祉サービスの利用状況等に関する実態の把握のために各種調査を実施しました。

■ 障害者・児への調査

種別	障害者への調査	障害児への調査
対象	18歳以上の手帳所持者	18歳未満の手帳所持者
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	令和4年9月1日～9月30日	
配布数	1,661件	79件
回収数・率	853件(51.9%)	43件(54.4%)

■ 障害者・児関係者・団体への調査

種別	サービス提供事業所への調査	障害者関係団体への調査	特別支援学校への調査
対象	市内の障害福祉サービス提供事業所	市内の障害者関係団体	市内の特別支援学校
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	令和4年11月15日～11月30日		
配布数	16件	2件	1件
回収数・率	15件(93.8%)	2件(100%)	1件(100%)

(2) 朝来市障害者計画等策定部会

学識経験者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、障害者団体、公募委員等で構成される朝来市障害者自立支援協議会で、本計画策定のための専門部会である「朝来市障害者計画等策定部会」を設置し、審議を行います。

(3) パブリックコメントの実施

計画内容について、市民から幅広く意見を募集し、最終的な意思決定を行うために、計画素案に対するパブリックコメントを実施します。

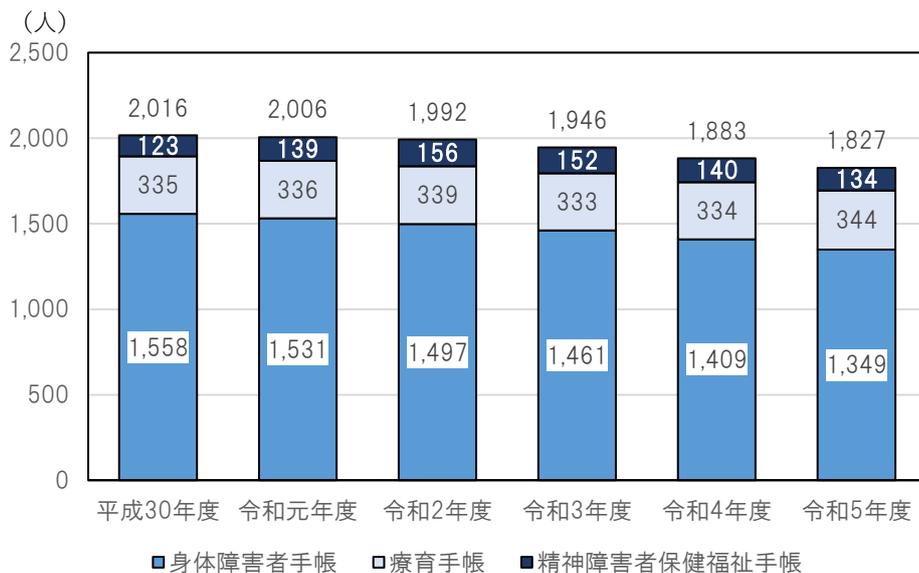
第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 統計データ等に基づく状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の合計は、平成30年度をピークに減少しており、令和5年度で1,827人となっています。ただし、手帳を重複して所持している人もいるため、延べ人数となります。特に身体障害者手帳所持者の減少は著しく、平成30年度から令和5年度までで209人減少しています。

■ 障害者手帳所持者総数の推移



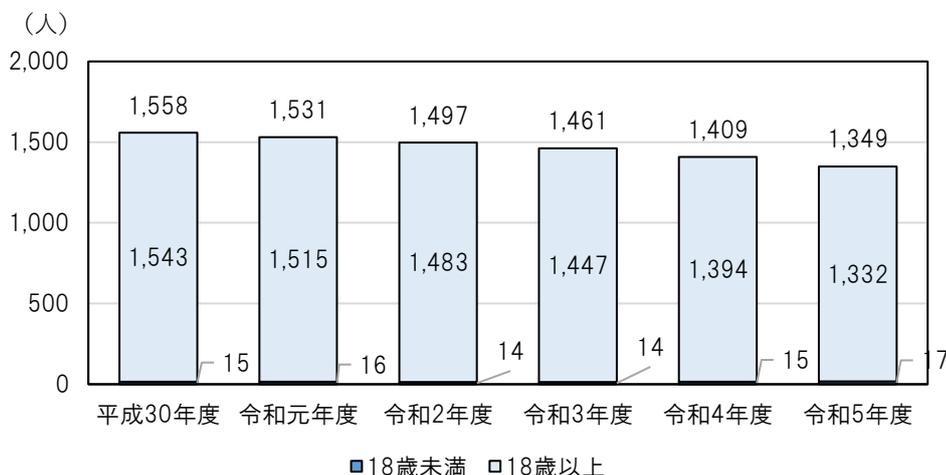
資料：社会福祉課調べ（各年度末現在、令和5年度は見込値）

(2) 身体障害のある人

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成30年度をピークに、令和元年度以降は減少しています。令和5年度では1,349人で、うち18歳未満が17人、18歳以上が1,332人となっています。

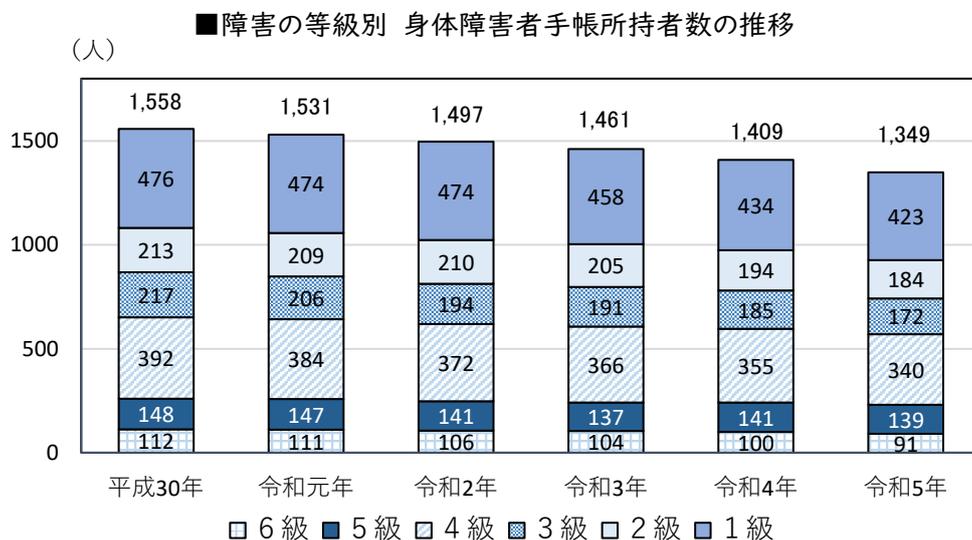
■ 身体障害者手帳所持者数の推移



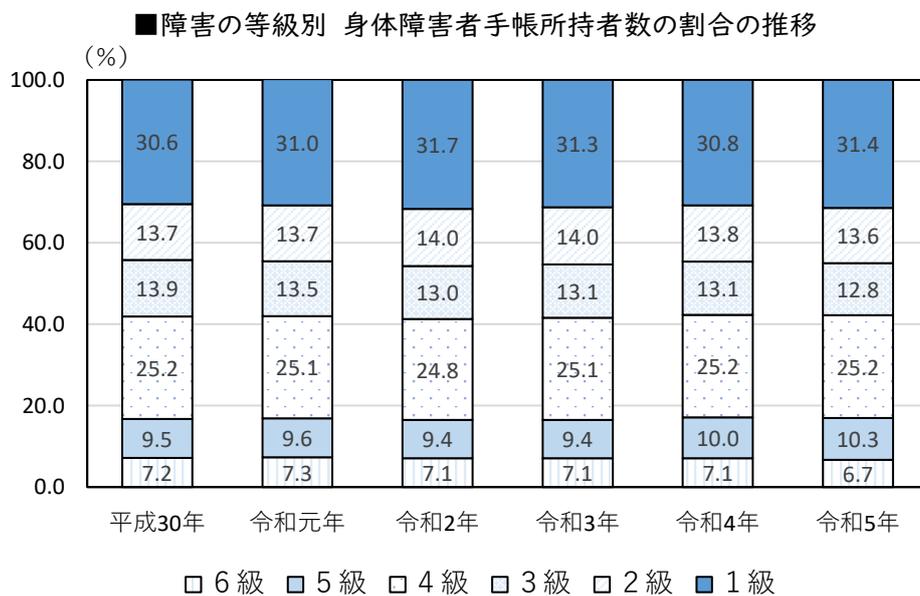
資料：社会福祉課調べ（各年度末現在、令和5年度は見込値）

②障害の等級別身体障害者手帳所持者数

2級以外は全て減少傾向にあり、2級も令和2年度でわずかに増加しますが以降は減少し続けています。特に1級と4級は平成30年度から令和5年度にかけておよそ50人減少しています。割合で見ると、3級と6級が微減傾向、5級が微増傾向となっています。



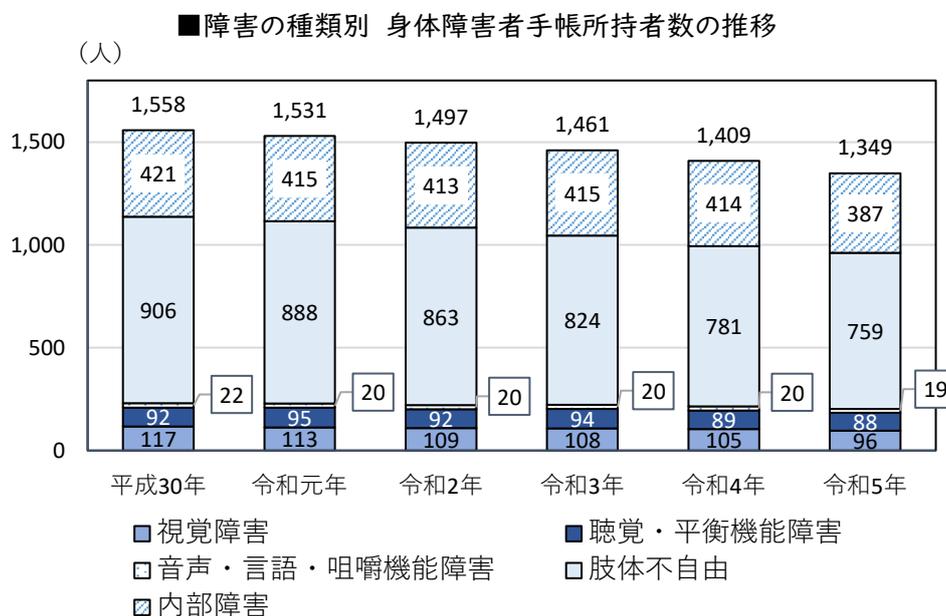
資料：社会福祉課調べ（各年度末現在、令和5年度は見込値）



資料：社会福祉課調べ（各年度末現在、令和5年度は見込値）

③障害の種類別身体障害者手帳所持者数

令和5年度の障害の種類別身体障害者手帳所持者数をみると、「肢体不自由」が759人で最も多くなっています。次いで「内部障害」が387人、「視覚障害」が96人、「聴覚・平衡機能障害」が88人、「音声・言語・咀嚼機能障害」が19人となっています。

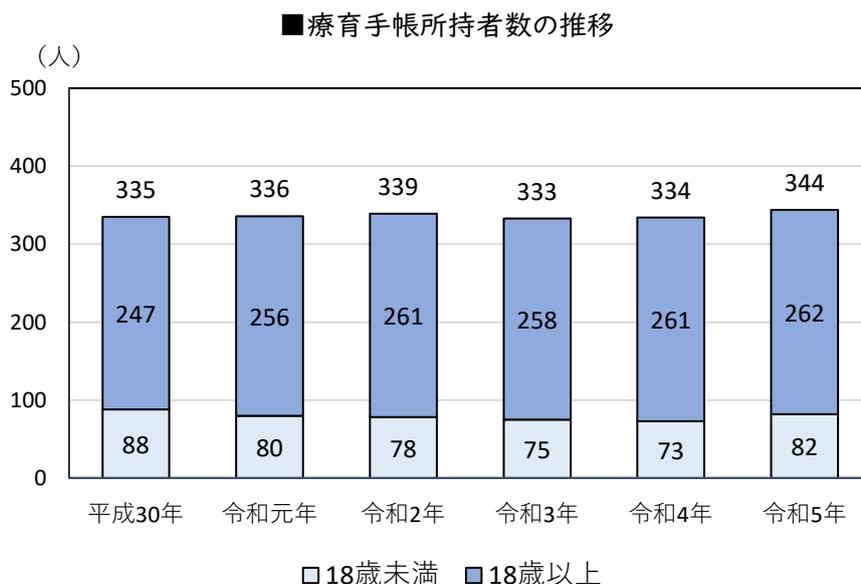


資料：社会福祉課調べ（各年度末現在、令和5年度は見込値）

(3)知的障害のある人

①療育手帳所持者数の推移

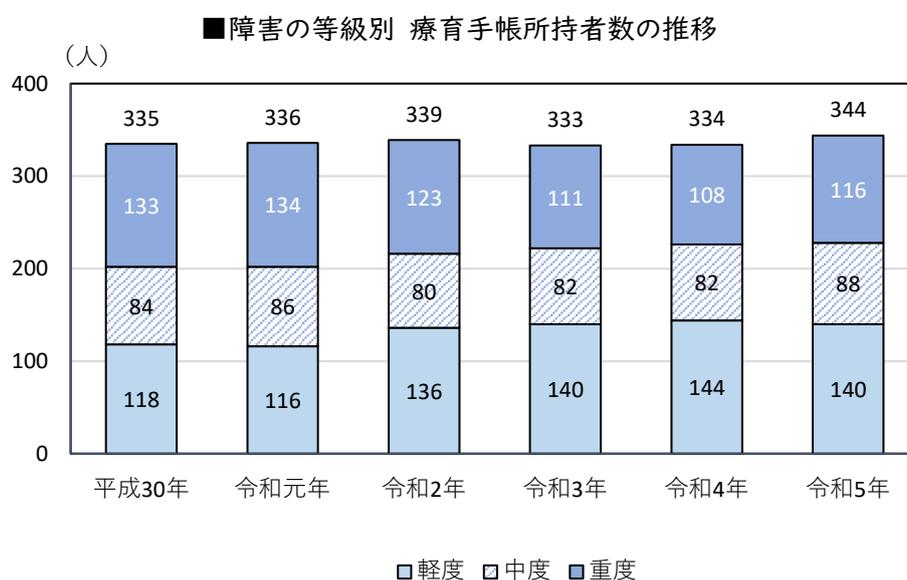
療育手帳所持者数はわずかな増減を繰り返していますが、平成30年度から令和5年度にかけては9人増加し344人になっています。そのうち18歳未満が82人、18歳以上が262人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年度末現在、令和5年度は見込値）

②障害の等級別療育手帳所持者数

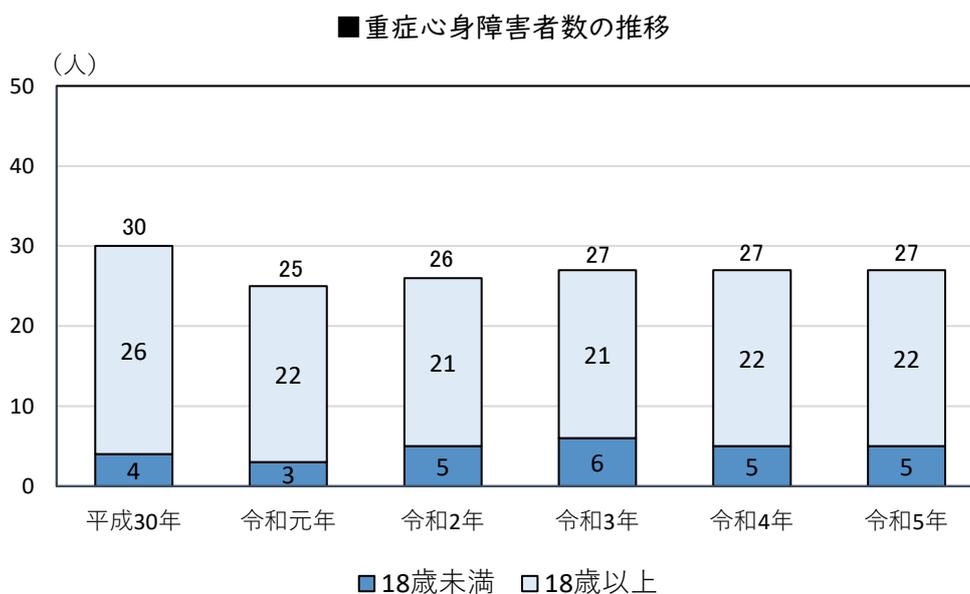
令和5年度では重度の人が140人で、療育手帳所持者総数の40.7%となっています。また、中度の人が88人、軽度の人が116人となっています。



資料:社会福祉課調べ(各年度末現在、令和5年度は見込値)

③重症心身障害のある人の状況

重症心身障害のある人の総数は平成30年度から3人減少して令和5年度では27人となっており、令和2年度からは横ばいとなっています。

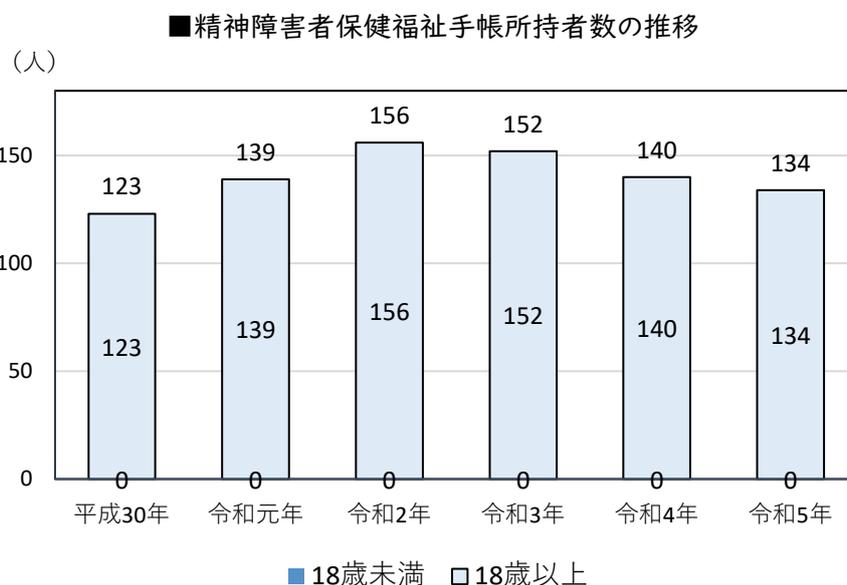


資料:社会福祉課調べ(各年度末現在、令和5年度は見込値)

(4)精神障害のある人

①精神障害者保健福祉手帳所持者数

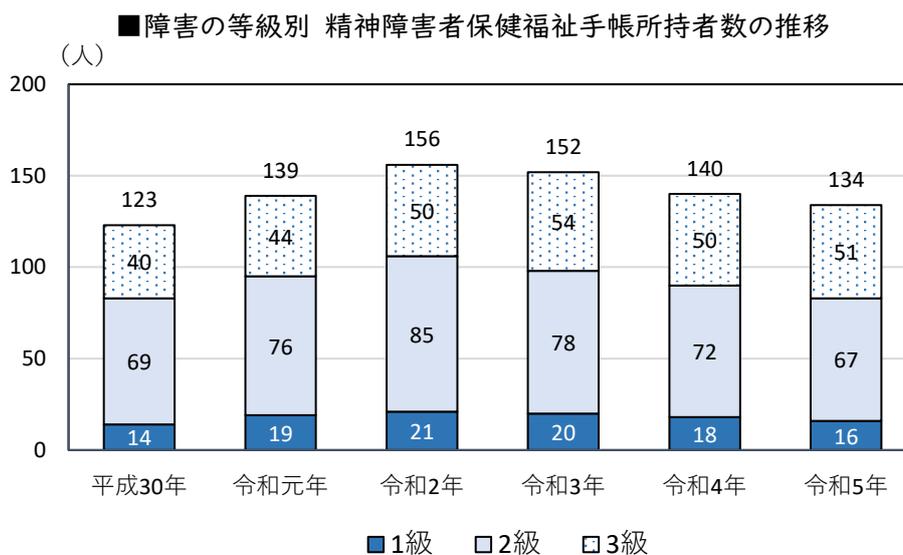
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 30 年度から令和2年度にかけては増加傾向にあり 33 人の増加が見られましたが、令和2年度をピークに減少し続け、令和5年度は 134 人となっています。いずれの年度においても 18 歳未満は該当がなく、18 歳以上のみとなっています。



資料：社会福祉課調べ（各年度末現在、令和5年度は見込値）

②障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳1級の重度の人は、平成 30 年度から令和2年度にかけて増加しましたが、再び減少に転じ、令和5年度は 16 人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年度末現在、令和5年度は見込値）

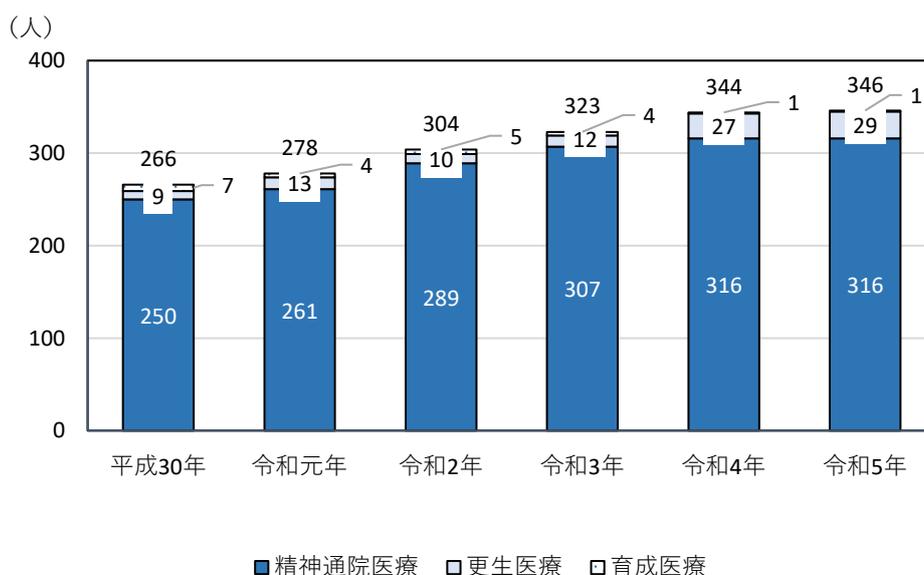
③自立支援医療受給者

自立支援医療受給者数をみると、令和5年度では精神通院医療は 316 人で、同年同月末の精神障害者保健福祉手帳所持者数 134 人の2倍以上となっており、令和4年度までは増加傾向にありましたが、以降は横ばいとなっています。更生医療は平成 30 年度から 20 人増加、育成医療は7人から1人まで減少しています。

■自立支援医療受給者数の推移

項目 \ 年度	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	266	278	304	323	344	346
精神通院医療	250	261	289	307	316	316
更生医療	9	13	10	12	27	29
育成医療	7	4	5	4	1	1

資料：社会福祉課調べ（各年度末現在、令和5年度は見込値）



④難病等の疾患のある人の状況

医療費助成の対象疾病数は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（「難病法」）（平成 26 年法律第 50 号）に基づき指定される指定疾病が順次拡大されました。令和3年 11 月 1 日にも新たに5疾病が対象となりました。

難病等の疾患がある人は、身体障害者手帳所持者と、障害者手帳を所持しておらず、難病等にのみによる障害福祉サービスの利用者がいます。障害者総合支援法による福祉サービスの対象患者も、難病法に基づく医療費助成対象疾病と同様に対象が拡大されていることから、今後、障害福祉サービスの利用者は増加することが予測されます。

本市の指定難病患者数は平成 30 年度から令和4年度にかけて 37 人増加し、小児慢性特定疾患患者数は平成 30 年度から令和2年度にかけては増加傾向にありましたが、令和3年度以降は減少し、令和4年度には平成 30 年度と同じ数値となっています。

■難病法に基づく医療費助成対象疾病（指定難病）

項目 \ 年度	平成 27 年 7月1日から	平成 29 年 4月1日から	平成 30 年 4月1日	令和元年 7月1日	令和3年 11月1日
疾病数	306	330	331	333	338

注) 治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度

■障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス対象疾病（難病等）

項目 \ 年度	平成 27 年 7月1日から	平成 29 年 4月1日から	平成 30 年 4月1日	令和元年 7月1日
疾病数	332	358	359	361

資料：厚生労働省

■指定難病患者数・小児慢性特定疾患患者数の推移

区分	平成 30 年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病	183	186	210	206	220	223
小児慢性特定疾患	14	17	18	13	14	16

資料：朝来健康福祉事務所（年度末人数、令和5年度は見込値）

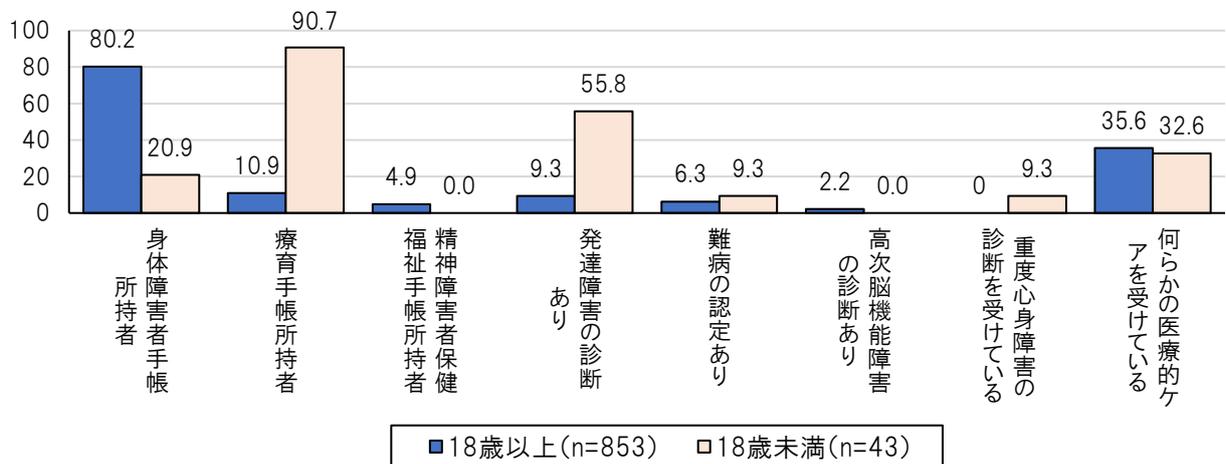
2 障害者・児へのアンケート調査

① 障害のある人の状況

■「難病」「発達障害」「高次脳機能障害」「重度心身障害」の診断を受けている人や医療的ケアを必要としている人など、3障害以外の多様な障害への支援・対応が必要となっています。

- アンケート調査に回答した18歳以上の人のおよそ8割が身体障害者手帳所持者であり、18歳未満の人のおよそ9割が療育手帳所持者です。
- 18歳以上では、難病の認定を受けているのは6.3%、高次脳機能障害の診断を受けているのは2.2%、何らかの医療的ケアを受けているのは35.6%となっています。
- 18歳未満では、難病の認定を受けているのは9.3%、重度心身障害の診断を受けているのは9.3%、何らかの医療的ケアを受けているのは32.6%となっています。

【障害等の種類】

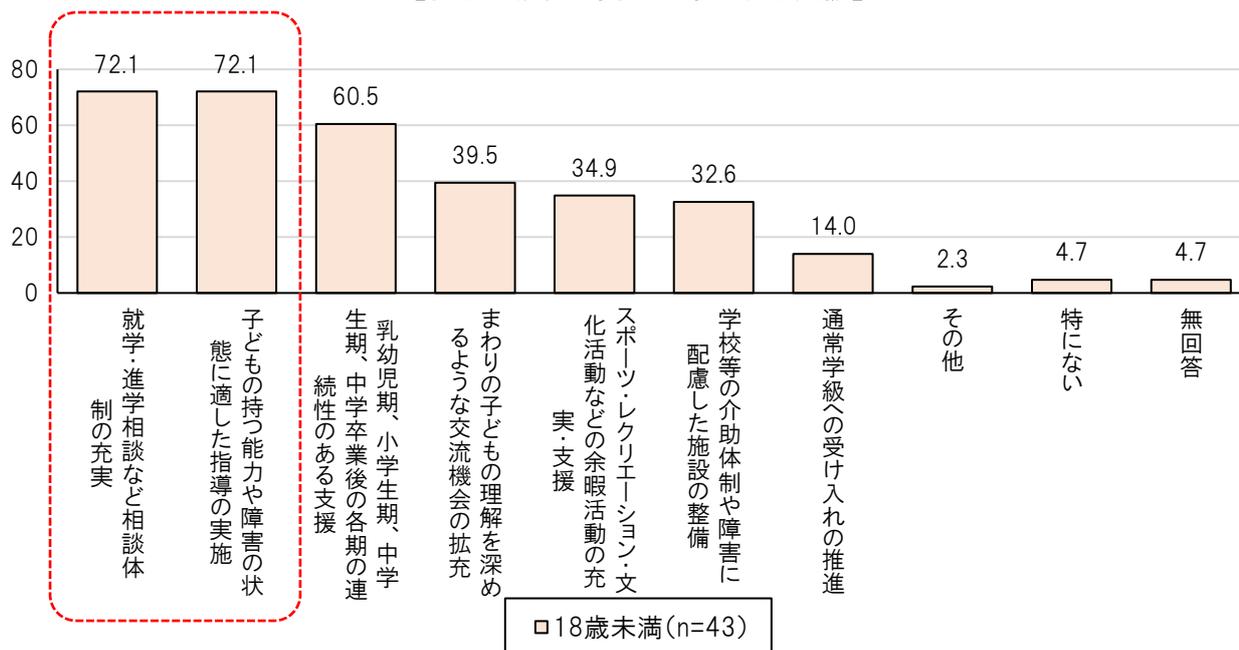


② 育成・教育について

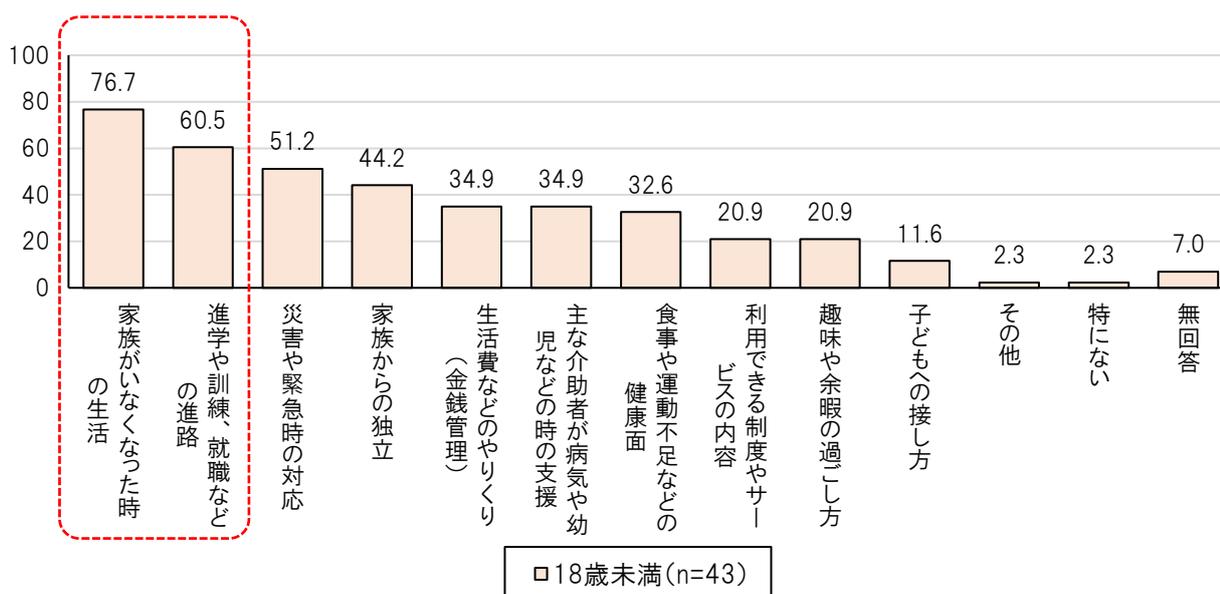
■育成・教育の分野で、就学・進学相談の相談体制や、個々の能力や状況に応じた指導への要望が高く、また、将来的な生活、進路、就職に関する不安の解消が必要です。

- 育成・教育に関して希望する支援として「就学・進学相談など相談体制の充実」や「子どもの持つ能力や障害の状態に適した指導の実施」が望まれています。
- 保護者の不安としては、「家族がいなくなった時の生活」や「進学や訓練、就職などの進路」の回答が多くなっています。

【育成・教育に関して希望する支援】



【お子さんについて困っていることや心配に思っていること】

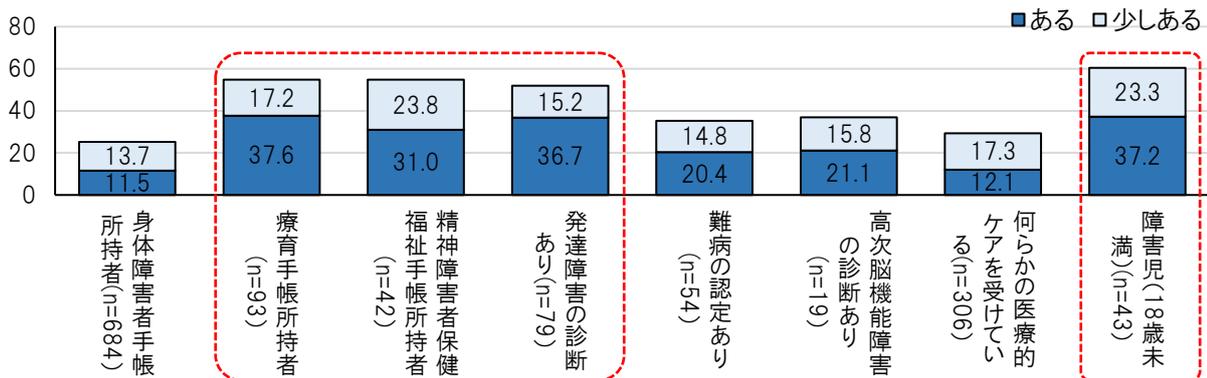


③ 理解促進について

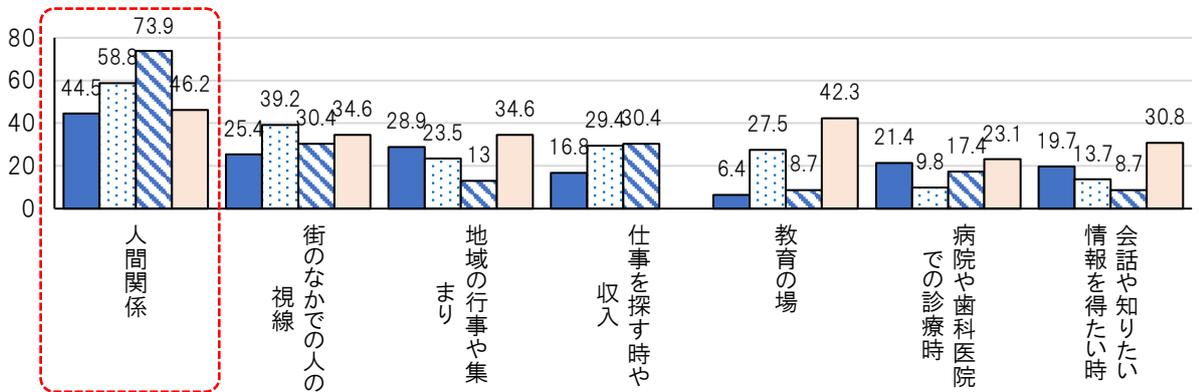
■差別や嫌な思いを経験した障害者・児が多く、障害への理解促進のために、施設やまちづくりと、福祉教育等の両面での取組が求められています。

- 何らかの差別・嫌な思いの経験がある障害者・児が多く、特に18歳以上の知的障害、精神障害、発達障害のある人と、18歳未満の障害児は6割以上が経験しています。
- 差別や嫌な思いをした内容としては、「人間関係」が最も多くなっています。
- 理解促進に必要な取組として、「障害者がまちに出やすいように整備を進める」ことや「障害者も使いやすい施設をつくる」こと、「子どもたちに対する福祉教育の充実」が求められています。

【差別・嫌な思いの経験がある割合】

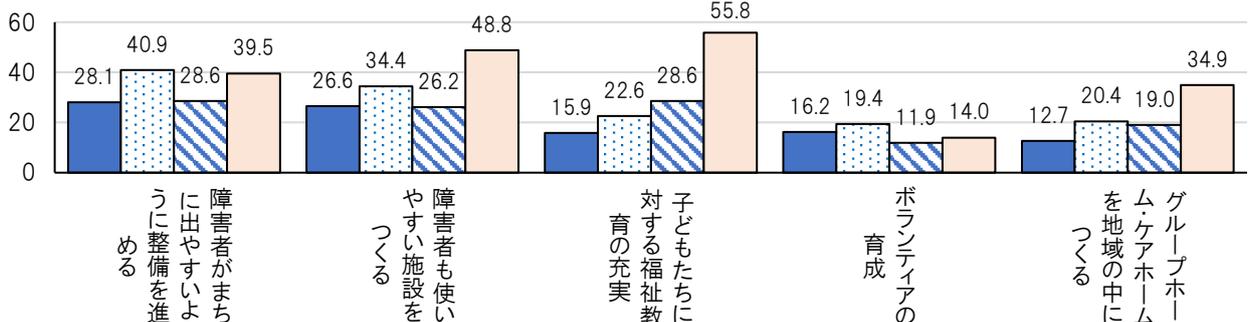


【差別・嫌な思いをした内容（上位7位）】



■身体障害者手帳所持者 □療育手帳所持者 ▨精神障害者保健福祉手帳所持者 □障害児(18歳未満)

【障害及び障害のある人に対する理解を深めるために必要なこと（上位5位）】



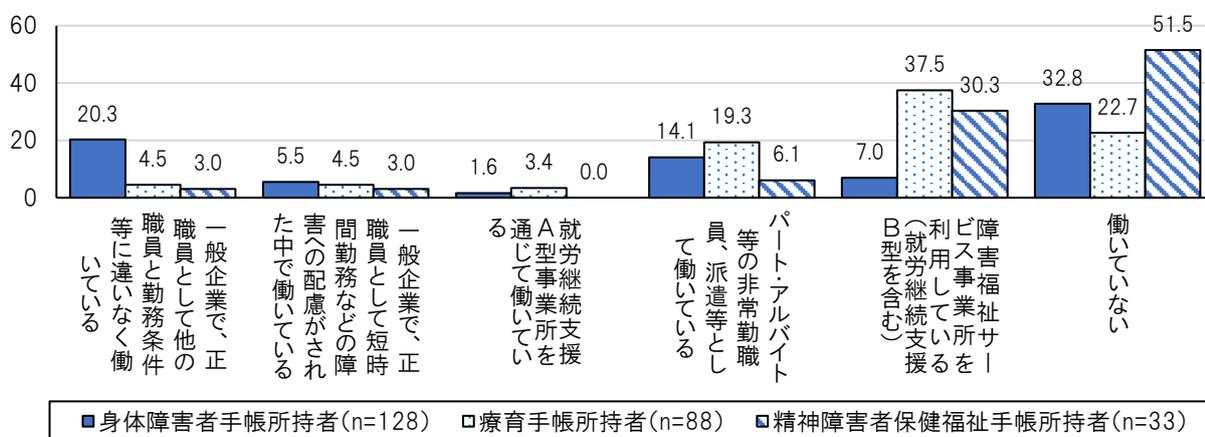
■身体障害者手帳所持者 □療育手帳所持者 ▨精神障害者保健福祉手帳所持者 □障害児(18歳未満)

④就労について

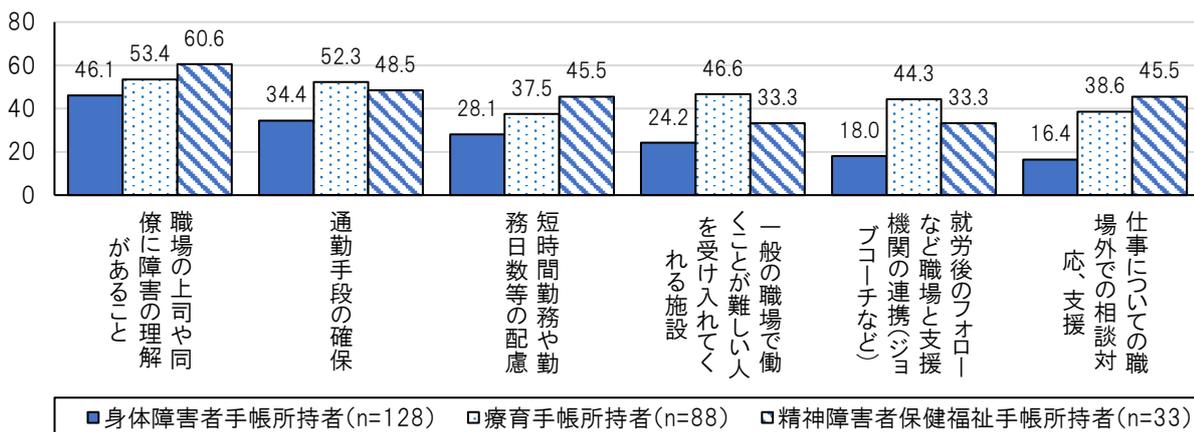
■知的障害・精神障害のある人で、一般就労の割合は低く、また、就労支援としては、職場における障害理解が求められています。

- 身体障害のある人は、「一般企業で正社員として他の職員と勤務条件等に違いなく働いている」ことが多い一方で、知的障害や精神障害のある人は「障害福祉サービス事業所を利用している（就労継続支援B型を含む）」が多くなっています。また、働いていない割合は精神障害のある人が51.5%と高くなっています。
- 就労支援としては、障害種別に関わらず「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が高くなっています。

【就労状況（18～64歳）】



【障害のある人の就労支援として必要なこと（18～64歳）】

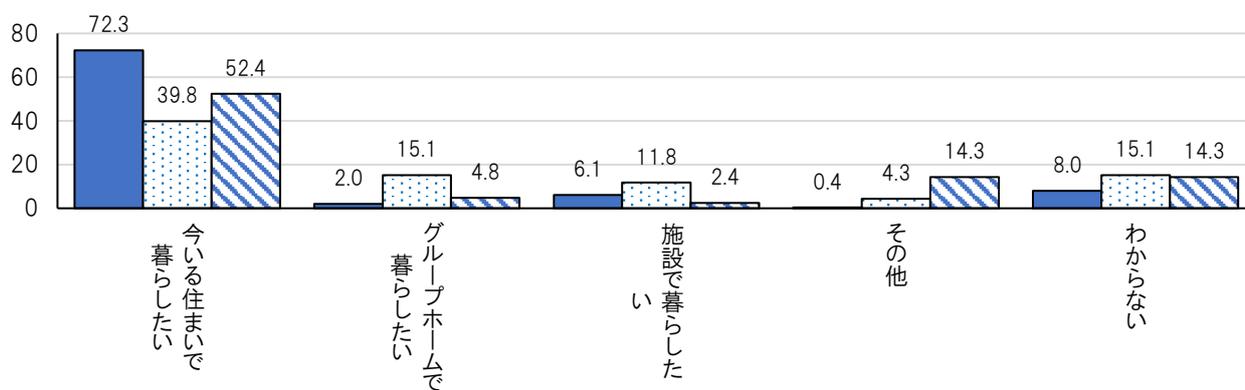


⑤地域生活について

■地域で暮らすことを多くの人が望む一方で、グループホームや施設で暮らす意向が一定数あります。

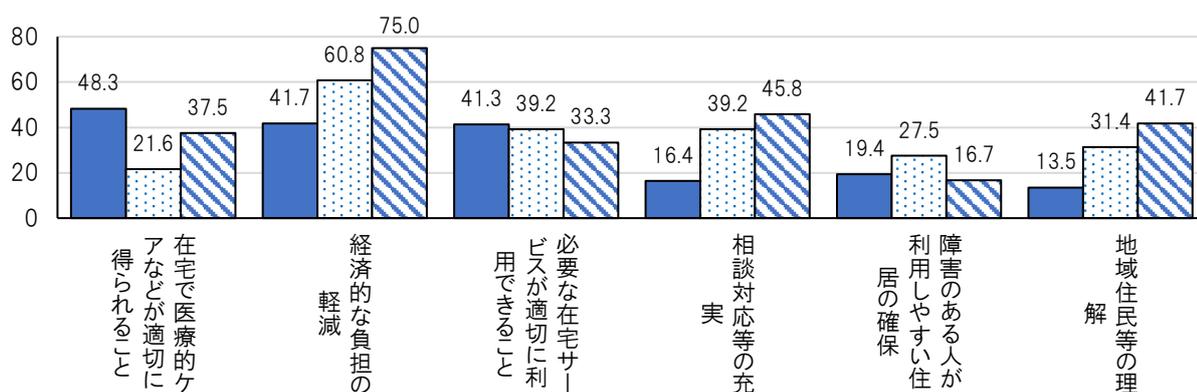
- 将来希望する暮らし方として、ほとんどの人が「今いる住まいで暮らしたい」と回答していますが、「グループホームで暮らしたい」や「施設で暮らしたい」の回答が知的障害のある人で1割以上となっています。
- 在宅で暮らす場合にあれば良い支援として、身体障害のある人は「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が高い一方で、知的障害・精神障害のある人は「経済的な負担の軽減」や「相談対応等の充実」が高くなっています。

【将来希望する暮らし方】



■身体障害者手帳所持者(n=684) □療育手帳所持者(n=93) ▨精神障害者保健福祉手帳所持者(n=42)

【在宅で暮らす場合にあればよい支援】



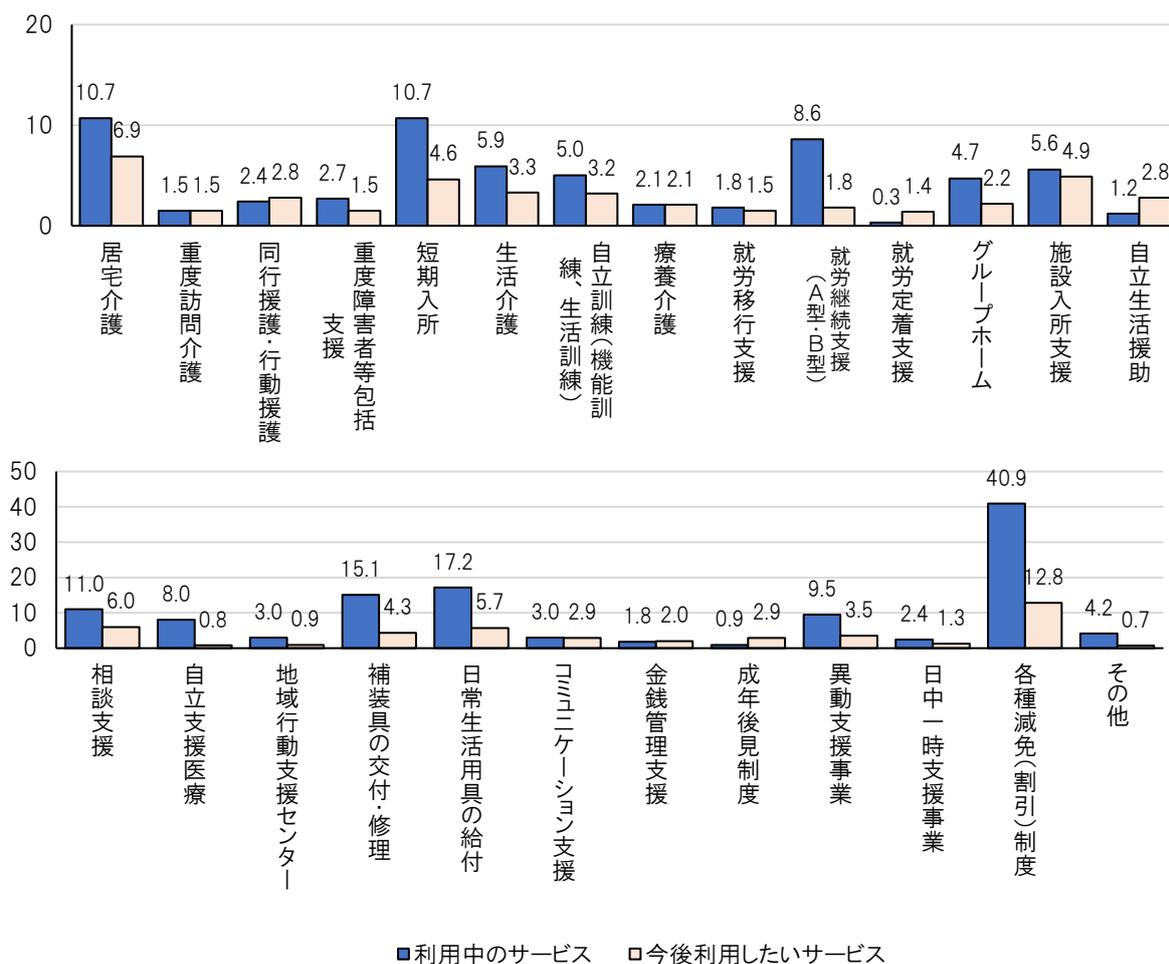
■身体障害者手帳所持者(n=511) □療育手帳所持者(n=51) ▨精神障害者保健福祉手帳所持者(n=24)

⑥福祉サービスについて

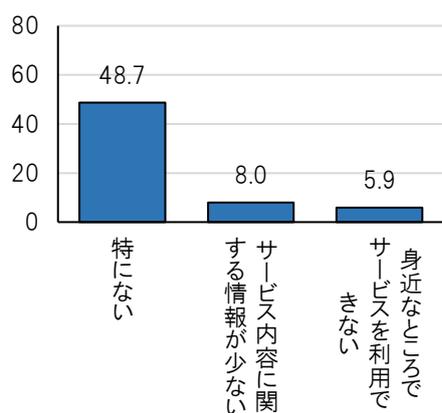
■ サービス利用・未利用者ともに情報が不足しているという指摘があります。

- サービスの利用について、今後利用を希望するものとしては、「各種減免（割引）制度」「居宅介護」「施設入所支援」「短期入所」などが高くなっています。
- サービスを利用している人の不満とサービスを利用していない人の理由として、「特にない」や「サービスを利用する必要がない」を除くと「サービスに関する情報がない」や「利用するまでの手続きがわからない」といった情報の不足が指摘されています。

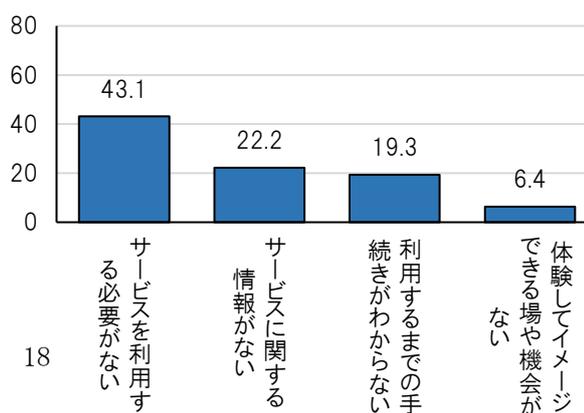
【サービスの利用状況・利用希望】



【サービス利用の不満】



【サービスを利用しない理由】

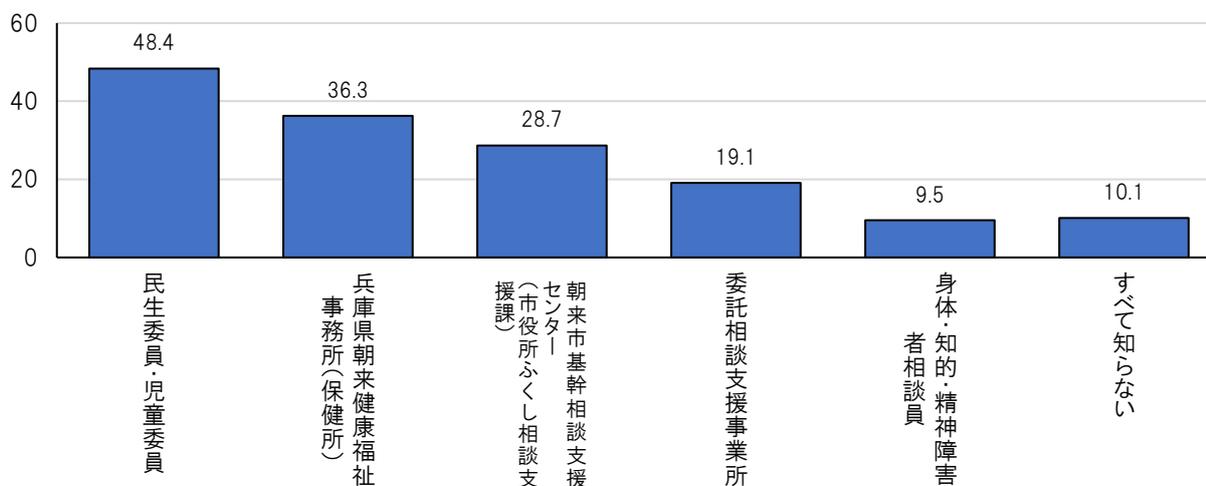


⑦相談について

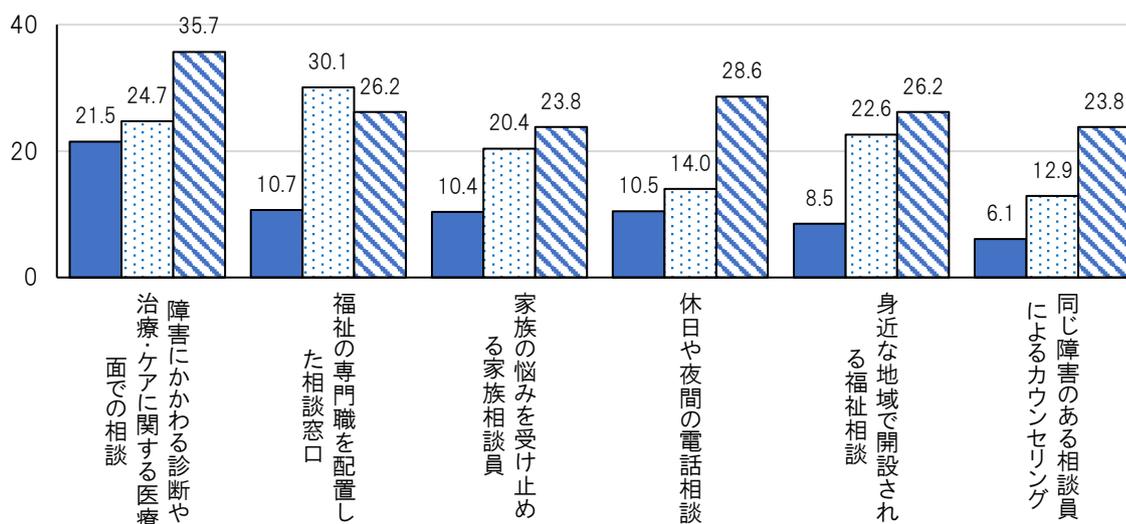
■相談支援事業所や基幹相談支援センターの認知度はまだ高くなく、相談窓口を全く知らない人もいます。

- 朝来市基幹相談支援センターを知っている人は28.7%と高くはありません。また、全て知らない人が10.1%います。
- 相談支援体制として、「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」の希望が特に精神障害・身体障害のある人で高くなっています。知的障害のある人は「福祉の専門職を配置した相談窓口」の希望が高くなっています。

【相談窓口の認知度（知っている割合）】



【今後の相談支援体制に希望すること】



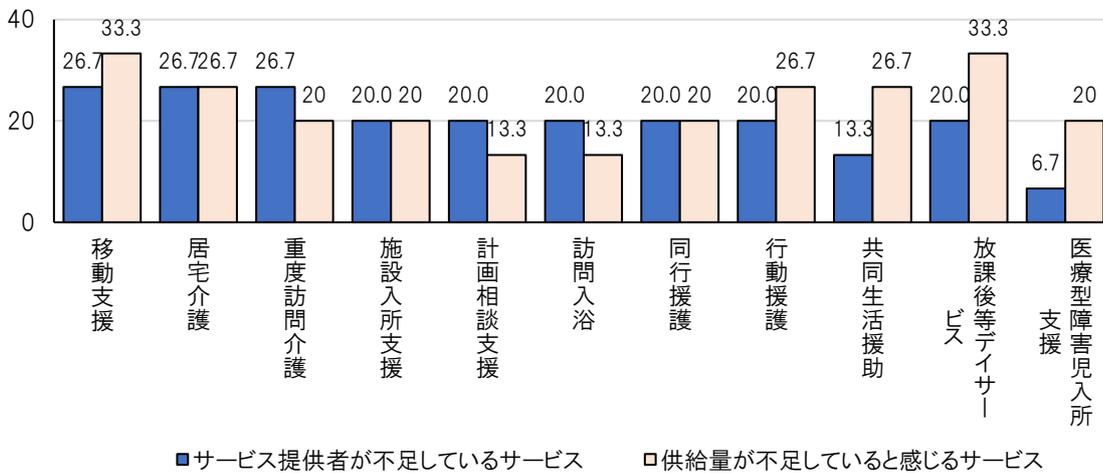
■身体障害者手帳所持者(n=684) □療育手帳所持者(n=93) □精神障害者保健福祉手帳所持者(n=42)

3 サービス提供事業所調査

■市内におけるサービスの提供・供給が不足している認識がある一方で、事業所における職員の不足が大きな課題となっています。

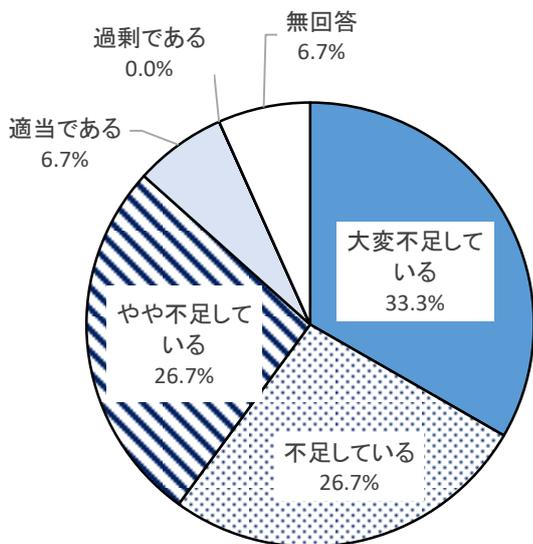
- サービス提供者が不足しているサービス、供給量が不足しているサービスともに「移動支援」が最も高くなっています。
- 事業所の職員について「やや不足している」「不足している」「大変不足している」のいずれかを回答した事業所はおよそ9割となっています。
- サービスの質向上の取組としては、会議や交流会、カンファレンス等の情報共有や協議の機会を持っている事業所が多い傾向にあります。

【サービス提供者、供給量が不足しているサービス（上位11位）】

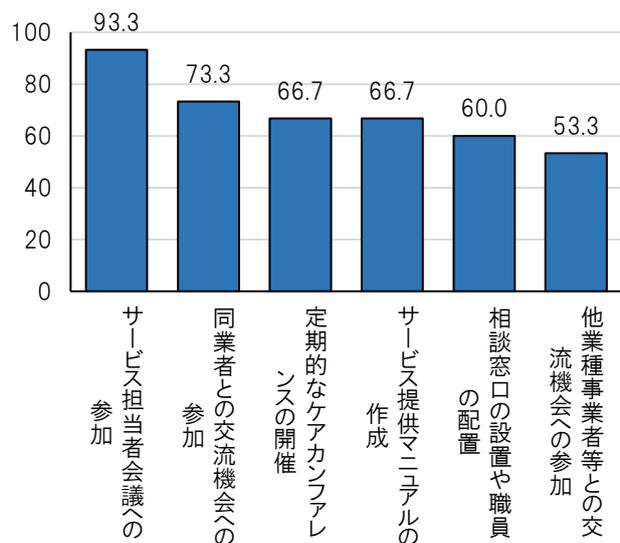


■サービス提供者が不足しているサービス □供給量が不足していると感じるサービス

【職員の過不足状況】



【サービスの質の向上のために取り組んでいること】



4 朝来市における課題のまとめ

(1)地域での暮らしについて

- 本市では少子高齢化が進行しており、また、障害のある人とその家族、介助者においても高齢化が進んでいます。
- 施設入所者数は増加していますが、アンケートでは今後、希望する暮らし方として、今いる住まいで暮らし続けることをほとんどの人が希望しています。その一方で、グループホームや施設での暮らしを希望する人が一定数います。
- 在宅で暮らすために望まれている支援として、医療的ケアや在宅サービス、経済的な負担の軽減などが挙げられています。
- 地域生活支援拠点について、協議を進めていますが、現状で整備に至っていない状況です。
- 障害福祉サービスを提供する事業所では、その種類に関わらず、職員が不足している実情にあります。
- 障害のある人は、居宅介護や施設入所支援、短期入所等のサービスの利用希望が高くなっています。一方で、事業所側は、移動支援、放課後等デイサービス等の供給が不足しているとの意見が多くなっています。
- 現在、サービスを利用していない・できない人の理由として、サービスやサービスの利用手続きに関する情報が不足しているといった意見が多くなっています。

(2)就労について

- 身体障害のある人は一般企業で働いている割合が高くなっていますが、知的障害・精神障害のある人は障害福祉サービス事業所で働いている割合が高くなっています。また、精神障害のある人は働いていない人が約5割と半分を占めています。
- 障害のある人の就労支援として必要なこととして、職場の上司や同僚に障害の理解があることを、障害の種類に関わらず挙げられています。

(3) 療育・発達について

- 障害のある児童の保護者は、家族がいなくなった時の生活や、進学や訓練、就職などの進路といった、将来的な面での不安を抱いており、希望する支援として相談体制の充実や、個々の能力や状況に応じた指導を求めています。
- 保育所等訪問支援が実施できる体制や、重症心身障害児に対応できる児童発達支援、放課後等デイサービスの提供、児童発達支援センター等について、協議・整備を進めていく必要があります。

(4) 相談支援体制について

- 相談先として、民生委員・児童委員や、保健所を知っている人はある程度ありますが、基幹相談支援センターを知っている人は3割未満であり、障害に関する相談窓口を全て知らない人がおよそ1割いる状況です。
- 今後の相談支援体制に期待することとしては、医療面の相談や福祉の専門職の配置といった専門性の向上が求められています。

(5) 理解促進

- 知的障害、精神障害、発達障害のある人や障害児は、5割以上が普段の生活の中で嫌な思いを経験しており、特に人間関係で経験した割合が高くなっています。
- 地域で生活するために、障害のある人がまちな出やすいこと、施設を使いやすいこと、福祉教育を充実することや、就労にあたり、経営者や上司、同僚に障害への理解があってほしいなど、生活に関する多くの点で、人々の障害への理解が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本視点

①基本理念

本市におけるまちづくりの指針である「第3次朝来市総合計画」では目指す朝来市の将来像を「人と人がつながり幸せが循環するまち～対話で拓く朝来市の未来～」と定めました。これは、地域力をはじめとする市民相互のつながりに加え、市民と市内外の多様なつながりが、朝来市を前進させる新たな動きを育むこと、つながりから生じた新たな動きが市民の幸せを創出し、新たな動きと幸せが周囲に波及・伝播して、市民一人一人が幸せを実感することで、まち全体が幸せであふれる『幸せが循環するまち』の実現を目指したものです。

「第3期朝来市障害者計画」においては、計画のゴールである基本理念を「**障害のある人もない人も、全ての人が理解しあい、支えあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり**」としました。これは、障害のある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市及び地域、企業、住民等が一体となって取り組むことを目指した目標です。

本計画は、「第4期朝来市障害者計画」及びそれに基づく「第7期朝来市障害福祉計画」「第3期朝来市障害児福祉計画」として、これまでの計画の基本理念を引き継ぎ、実現に向けて各種施策を推進します。

■基本理念

障害のある人もない人も、
全ての人が理解しあい、支えあいながら、
いつまでも安心して暮らせるまちづくり



②基本視点

基本目標(分野)に限らず、全ての施策・目標において、優先すべき横断的な視点・考え方として、次の3つを基本視点とします。

■基本視点

視点1

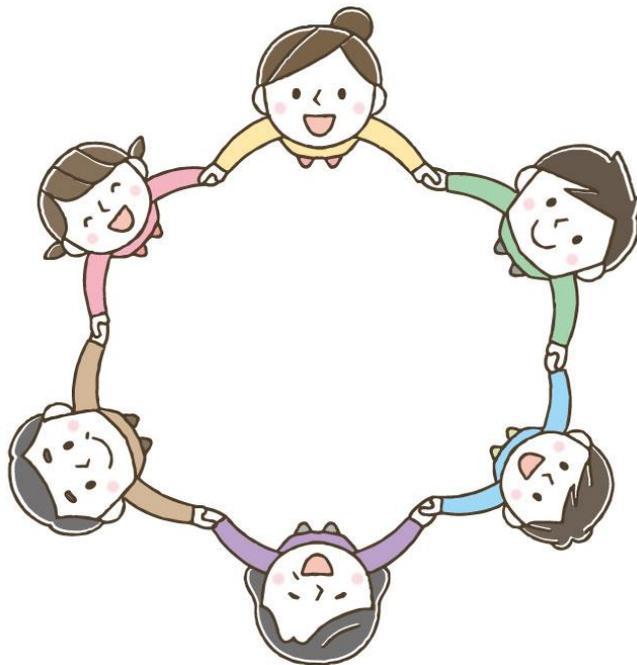
障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、
支えあう社会をつくる

視点2

障害のある人が自らの決定に基づき、主体的に社会のあらゆる活動に参加でき、
また、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できる環境を整える。

視点3

全ての障害のある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むこ
とができるよう、一人一人に合った必要な支援の体制をつくる。



2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の基本目標を掲げて施策を推進していきます。

基本目標1 地域での生活支援・環境整備

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種福祉サービスや地域生活支援事業を充実します。

また、障害や疾病があっても地域で心豊かに、健やかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療等のサービスを適切に受けられる環境を整備します。

施策の方向性

- (1) 福祉サービス等の充実
- (2) 保健・医療の推進
- (3) 福祉を支える人材の確保・育成
- (4) 多様な障害への支援
- (5) 防災等の推進



基本目標2 療育・教育の充実

障害の早期発見から適切な支援へとつなぎ、未就学児への療育及び発達支援と学齢期における教育を、一人一人の特性・能力に応じて受けられる環境を整備します。

また、関連分野が連携することで、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制を構築します。

施策の方向性

- (1) 療育支援体制の構築と充実
- (2) インクルーシブ教育システムの推進
- (3) 教育環境の整備



基本目標3 就労支援と社会参加の促進

就労を希望する人が、企業や事業所でその能力を発揮し、働き続けることができるよう、雇用の場の創出、障害に対する理解を促すとともに、一人一人の状況に応じた継続的な支援に向けて、関係機関と連携を進めます。

また、障害のある人が地域の一員として、自らの興味やライフスタイルに応じた様々な活動で活躍できる環境づくりを図り、地域共生社会の実現を目指します。

施策の方向性

- (1) 多様な働き方への支援
- (2) 自立に向けた支援
- (3) スポーツ・芸術活動の推進
- (4) 情報の利用しやすさの向上
- (5) 移動支援の充実



基本目標4 障害への理解促進、差別の解消

本市に住む全ての人々が、障害の特性や障害のある人に対する理解を深めるため、正しい知識や必要な情報の提供、障害の有無に関わらず多様な場で交流できる機会を充実します。

また、障害を理由とする差別の解消、障害者虐待の防止等の取組を強化し、障害のある人の権利擁護を推進します。

施策の方向性

- (1) 全ての人々が理解し合うための地域づくり
- (2) 差別の解消、虐待の防止、権利擁護の推進
- (3) 福祉のまちづくり



基本目標5 相談支援体制の充実

自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を目指します。

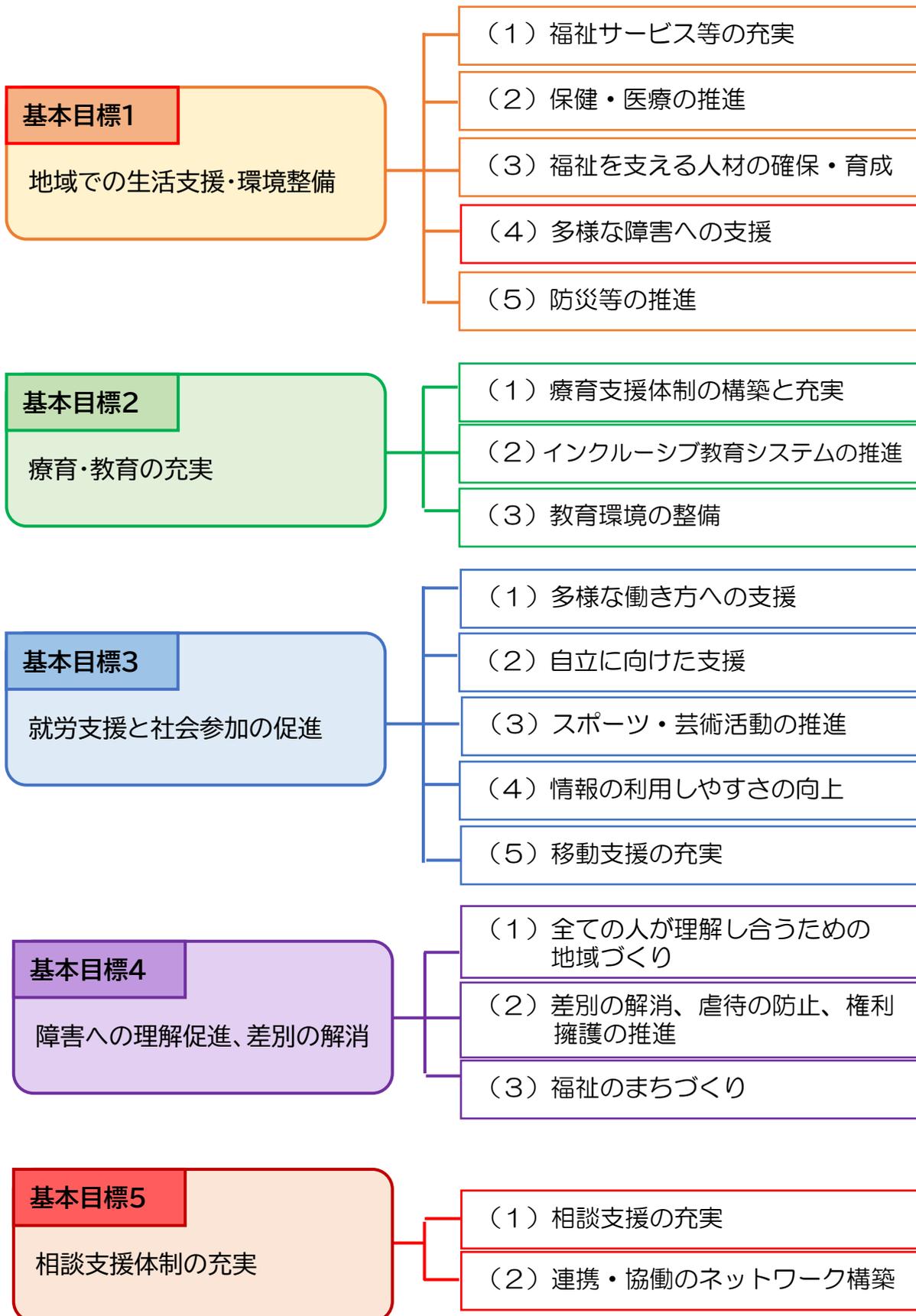
また、地域の人々が抱える課題や悩みについて把握するとともに、個々の状況に応じた解決方法を検討することができるように関係機関が連携し、情報を共有、支援方法を検討することができるよう、支援のネットワークの構築に努めます。

施策の方向性

- (1) 相談支援の充実
- (2) 連携・協働のネットワーク構築



3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域での生活支援・環境整備

(1) 福祉サービス等の充実

現状と課題

- 障害のある人とその家族の高齢化が進んでおり、親亡き後も地域で安心して暮らし続けるための安定した障害福祉サービスの提供体制が望まれています。
- 障害福祉サービスを利用していない人の理由で「サービスに関する情報がない」が2割以上と、情報提供の不足が指摘されています。
- 障害のある人が必要とするサービスを十分提供するためには、福祉に関わる人材の確保や、定着・育成を支援する必要があります。

施策の 方向性

- 障害福祉サービスを提供する事業者の量的拡大とサービスの質的向上を支援します。
- 障害福祉サービスや制度に関する情報発信を充実します。
- 地域移行を推進し、生活に必要な支援やサービスを充実します。

具体的な事業

事業名	内容
障害福祉サービス等の周知【継続】	障害のある人の生活を支える障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害のある子どもの支援事業等、必要とする人に情報が届くよう、多様な媒体や機会を活用して周知を進めます。
在宅サービスの充実【継続】	個々の障害のある人のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活や社会生活を営む上で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
訓練の提供【継続】	障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練(機能訓練及び生活訓練)の提供に努めます。
適切な支給決定への取組の推進【継続】	障害のある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定を行います。

事業名	内容
意思決定支援ガイドラインの普及【継続】	自ら意思を決定することが困難な障害のある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重します。意思決定支援ガイドラインの普及を図り、意思決定のために必要な支援等を推進します。
地域生活支援拠点等の整備【継続】	地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、地域生活支援、サービス提供体制の確保及び専門的ケアを行う機能の強化を進めます。
地域生活への移行の推進【継続】	地域生活への移行を進めるため、障害者支援施設においては、入所者の地域生活移行支援や地域での生活を定着するための支援を推進します。 また、障害のある人のひとり暮らしを支えるため、新たなサービスである自立生活援助を行い、地域生活への移行を推進します。
グループホームの整備の促進【継続】	障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の支援や相談支援等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進します。
在宅生活の利便性の向上【継続】	障害のある人の在宅生活の利便性の向上を図るため、バリアフリー改修等を促進します。また、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付等支援を行います。
医療的ケアを含む支援の充実【継続】	常時介護を必要とする障害のある人が、自らが希望する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備に努めます。 また、身近な地域で保健、医療、福祉、保育、教育等の各分野の支援が受けられるように、関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。



(2) 保健・医療の推進

現状と課題

- 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活をするためには、福祉サービスの充実と身近な地域で必要な医療を受けるための地域医療の充実が必要です。
- また、障害のある人が健康でいられるように、障害や疾病の早期発見・早期対応が必要です。
- 医療的ケアを必要としている障害のある人とその家族について、日常的な支援における負担や不便さや、緊急時や災害時における支援に対する不安の解消が望まれています。

施策の 方向性

- 身近な地域で安心して医療が受けられることができる環境づくりを進めます。
- ライフステージに応じた各種健康診査・検診等を通じて、障害の原因となる疾病等の予防や、早期発見・早期対応に努めます。
- 保健、医療、福祉、教育の様々な機関の連携を図ります。

具体的な事業

事業名	内容
地域医療体制等の充実 【継続】	地域と病院をつなぐ紹介システムネットワークづくりを引き続き推進します。障害のある人が、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けることができるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。豊岡病院や朝来医療センター、八鹿病院等と連携し、緊急時の医療体制の確保に努めます。
保健、医療、福祉の連携 【新規】	障害の早期発見や早期療育、一貫した支援体制、障害の状況等に関する情報共有と対策の検討に向けて、保健、医療、福祉の関係者で協議を行う場を提供します。
かかりつけ医、かかりつけ歯科医の啓発【継続】	障害のある人が、身近な地域で必要な医療を受けたり相談ができるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことについて啓発を図るとともに、医療機関等に障害に対する理解が得られるよう取り組んでいきます。
乳幼児健康診査・個別相談による専門機関の受診勧奨 【継続】	新生児聴覚検査、乳幼児健康診査(3か月児健診、8か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等)やこども健康相談を通じて、疾病・異常の早期発見、早期支援に努めます。

事業名	内容
医療費負担の軽減【継続】	障害のある人の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)や重度心身障害者児医療費助成制度など、各種医療費公費負担・助成制度の周知を行います。
健康診査等の推進【継続】	健康診査や健康教室、健康相談など、各種保健事業の周知・啓発・実施に取り組み、疾病の予防と異常の早期発見、早期治療を推進し、健康増進に努めます。
こころのケア相談の充実【継続】	こころの健康づくり、自殺予防やうつ予防に向け、相談機関の周知・啓発に取り組むとともに、各相談機関との連携強化を図り、相談対応の充実に努めます。
自殺対策の推進【継続】	<p>「生きるかがやきプラン(朝来市自殺対策計画)」に基づき、自殺対策を推進し、自殺予防に関する知識の普及・啓発を進めます。</p> <p>身近な地域で、支援の必要な人を発見し、状況に応じた相談窓口につながるよう、市民を含め民生委員・児童委員、市職員、地域ケアスタッフ等に対するゲートキーパー研修を行い、ゲートキーパーの役割が担える人材の育成に努めます。</p>



(3) 福祉を支える人材の確保・育成

現状と課題

- 障害福祉サービスをはじめ、福祉に関わる人材の確保が困難となっています。また、人材の確保後に定着させることも難しく、人材不足の中でのサービス提供とあわせて人材の育成を行うことが難しい現状です。
- また、福祉サービスに対するニーズの多様化や、医療的ケアが必要な人や、強度行動障害のある人、重度の障害のある人への対応が必要となっています。

施策の 方向性

- 福祉人材の確保を支援する取組を検討・実施します。
- 障害福祉サービス提供事業所の職場環境や育成を支援する取組を支援し、人材の定着と質的な向上を支援します。

具体的な事業

事業名	内容
専門職の確保【継続】	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、確保及びその有効な活用を図ります。 また、看護師、理学療法士等のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保を図ります。
サービス事業所の研修の充実【拡充】	障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害のある人やその家族の意思を尊重しながら、必要な支援を行うことができるよう、研修の実施等を推進します。 多様な障害特性や、医療的ケアが必要な人、強度行動障害のある人等に対して、適切な支援を行うことができる人材育成のための研修の実施、兵庫県が実施する研修に関する情報提供等を実施します。
障害福祉サービス提供事業所における職場改善の支援【拡充】	障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、職場環境の改善などに努めます。 また、障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人や雇用の支援を行います。
ピアサポートの推進【継続】	精神障害(発達障害を含む)のある人やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを推進します。

(4) 多様な障害への支援

現状と課題

- 障害福祉サービスをはじめ、福祉に関わる人材の確保が困難となっています。また、人材の確保後に定着させることも難しく、人材不足の中でのサービス提供とあわせて人材の育成を行うことが難しい現状です。
- また、福祉サービスに対するニーズの多様化や、医療的ケアが必要な人や、強度行動障害のある人、重度の障害のある人への対応が必要となっています。

施策の 方向性

- 福祉人材の確保を支援する取組を検討・実施します。
- 障害福祉サービス提供事業所の職場環境や育成を支援する取組を支援し、人材の定着と質的な向上を支援します。

具体的な事業

事業名	内容
精神保健福祉の推進 【継続】	精神障害のある人が、地域で安心して生活できるよう、家庭訪問や相談体制の充実に努めます。また、多様なニーズ等に対応できるよう、関係機関や関係課等との連携強化を図ります。 精神障害のある人がスムーズに地域移行できるよう、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の整備を図ります。また、退院により地域に移行した人や地域で生活している精神に障害のある人が社会体験の場として、精神デイケアの充実を図ります。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 【継続】	精神障害のある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を推進します。
難病に関する保健・医療体制の充実【継続】	難病等の疾患がある人が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、障害福祉サービス等及び利用手続き、医療費の助成等に関する情報提供やサービスの確保、相談支援体制の充実に努めます。 難病等の疾患がある人の地域生活を支援するため、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図り、個々に合ったサービスが提供できるよう取り組みます。
強度行動障害等への支援体制の構築【新規】	強度行動障害を有する障害のある人について、障害福祉サービス事業所を通じて、該当する人を把握、相談支援事業所等の情報共有により、サービス等につながっていない、もしくはサービス等の利用を中断した人で該当する人の把握を進め、その支援体制について検討します。

(5) 防災等の推進

- 災害発生時における災害情報の発信や、避難場所等における支援を必要とする障害のある人等への配慮や、避難支援における地域での連携が重要です。
- 障害のある人へのアンケートでは、避難場所を知っている人は7割以上おりましたが、一人で逃げることができる人や近所に助けてくれる人がいる人は、4割未満となっており、災害発生時における避難支援体制が必要です。
- また、災害時に困ることとして、身体障害のある人にとっては、避難場所の設備や生活環境への不安が高く、知的障害のある人は周囲とのコミュニケーションが取れないことへの不安、精神障害のある人は投薬や治療が受けられないことへの不安が高く、対策が求められています。

施策の 方向性

- 災害発生時に支援を必要とする人の避難体制の整備、地域との連携体制の強化を進めます。
- 避難先について、障害特性に応じた福祉的配慮の充実や、医療等と連携し、誰もが安心して過ごせる避難所の充実を図ります。

具体的な事業

事業名	内容
防災訓練・避難訓練等の実施【継続】	障害のある人の参加を得て、防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施するとともに、多様な媒体や機会を活用して防災意識の啓発を図ります。
災害時避難行動要支援者支援プラン【継続】	「避難行動要支援者名簿」に基づき、地域住民・要支援者の理解を得て、支援者を確保しながら適切な対応ができるよう体制を確保します。 また、民生委員・児童委員や自治会等役員による、日頃からの見守りや発見・つなぐ等の取組を通じて、避難行動要支援者の把握に努め、情報の共有等が図られるように取り組みます。
災害時の情報伝達【継続】	災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
非常災害時におけるサービス利用の推進【継続】	非常災害時においても、障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進します。
福祉避難所の確保【新規】	災害時における障害のある人の避難に備えて、福祉施設との連携・協力により、避難行動要支援者に配慮した福祉避難所の確保に努めます。

基本目標2 療育・教育の充実

(1) 療育支援体制の充実

- 子どもの成長過程に応じて必要とされる支援は多様であり、一人一人の特性や個性に応じて求められる支援が異なります。支援が必要な子どもが健やかに育ち、また、子どもや保護者への負担が生じることがないように、一貫した支援体制が必要です。
- 障害のある子どもの受け入れ体制や、障害児通所施設の拡充、安心して相談できる体制づくり等、子どもとその家族が安心して暮らすことができる地域づくりが求められています。

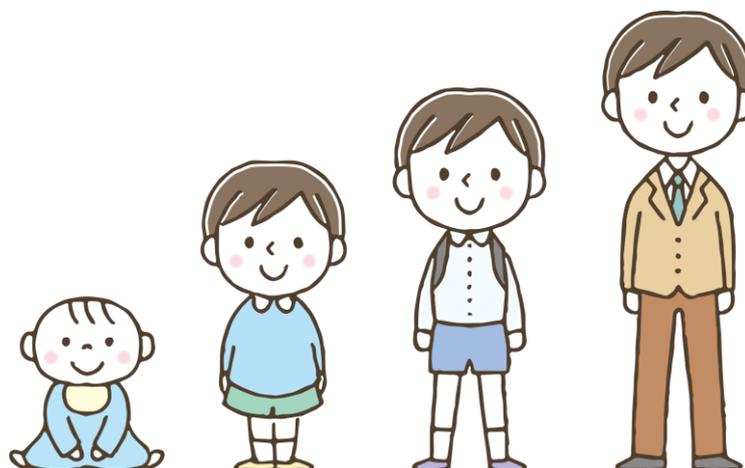
施策の 方向性

- 障害の早期発見・早期対応により、障害の軽減や自立の促進につなげるとともに、保護者へのフォローや助言の支援を充実します。
- 保育・教育機関での障害のある子どもの受け入れ体制を整備し、必要な支援を一貫して行うことができるよう、保育・教育・医療・その他の関係機関との連携を進めます。

具体的な事業

事業名	内容
就学前児童の保護者に対する相談支援の充実【継続】	就学前の保護者の「子どもへの関わり方」に対する不安や心配事を軽減するため、障害についての受容や理解を深めるための情報提供を行い、相談等対応の充実を図ります。
障害児保育の推進【拡充】	一人一人の障害特性に応じ、保育園、認定こども園、保護者、専門機関等との連携を強化し、きめ細かな障害児保育に努めます。 障害のある子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。 障害のある子どもを受け入れる保育所等のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性の向上を図るための研修の実施等により、障害のある子どもの保育所等での受け入れを促進します。
乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援【継続】	障害のある子どもの成長発達を支援するため、成長記録や指導上の配慮に関する情報を、必要に応じて関係機関で共有するなどの体制整備に努めます。 障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を、地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供や助言指導等を行います。
サポートファイルの活用促進【継続】	障害のある人への一貫した支援の充実を図るため、作成対象者を発達障害をはじめ、身体障害、知的障害、精神障害に拡大し、関係機関、関係課等と連携を図りながらサポートファイルの積極的な作成・活用を図ります。

事業名	内容
障害のある子どもに対するサービスの充実【継続】	<p>児童福祉法に基づき、障害のある子どもに対して療育等の支援を行う児童発達支援等を提供します。また、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>また、障害のある子どもの発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。</p>
医療的ケアが必要な子どもへの支援【継続】	<p>医療的ケアが必要な障害のある子どもについて、地域で包括的な支援が受けられるように、保健、医療、福祉等の関係機関の連携強化を促進し、在宅で生活する重症心身障害のある子どもについては、専門的な支援体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の体制の整備に努めます。</p>
保健、医療、福祉、教育の連携【継続】	<p>一人一人に合った療育が行われるよう、保健、医療、福祉、教育など、様々な関係機関との連携を図ります。</p> <p>また、発達障害の早期発見、早期支援の重要性から、発達障害の診療・支援ができる医師の確保を図ります。</p>



(2) インクルーシブ教育システムの推進

- 共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育の構築が必要です。
- そのためには、特別支援教育の視点を取り入れ、どの子にもわかる・できるを実感できる授業の在り方や指導方法を明らかにし、達成感や充実感を味わえる授業づくりが必要です。

施策の 方向性

- 誰もが共に学び、支え合う教育環境の整備に向けて、専門性の高い人材の配置・連携や、園・学校施設の整備等を進めます。
- 授業づくりのユニバーサルデザイン化に向けて研究を進めます。

具体的な事業

事業名	内容
多様なニーズに応じた支援の提供【拡充】	<p>特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門職及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある子どもの多様なニーズに応じた支援を提供できる体制の充実を図ります。</p> <p>通常の学級における特別な配慮や支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する対応力の向上を図るため、特別支援教育の視点をいかした授業づくりのユニバーサルデザイン化の推進により、どの子にもわかる・できるを実感できる授業を行うとともに、習得、活用につながる指導方法等を市こども教育センターと協働し、研究を進めます。</p>
合理的配慮の提供【継続】	<p>各学校における障害のある子どもに対する合理的配慮の提供として、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮します。また、子ども一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者、学校と本人、保護者間で可能な限り合意形成を図り、合理的配慮を行うことが望ましいことを周知します。</p>
医療的ケアが必要な児童等に対する支援【継続】	<p>医療的ケアを必要とする子どもや長期入院を余儀なくされている子どもが、教育を受けたり、他の子どもとともに学んだりする機会を確保するため、施策の充実に努めます。</p>
通級による指導の普及【継続】	<p>個々の障害による学習または生活上の困難を改善するための学びの場として、通級による指導を提供するとともに、その普及定着に努めます。</p>

(3) 教育環境の整備

- 障害の有無にかかわらず、一人一人の教育ニーズに応じた細やかな支援とともに、誰もが互いの個性を尊重し合いながら、共に学び、支え合う教育環境を整えることが重要です。
- 育成・教育に関して希望する支援として、子どもの持つ能力や障害の状態に適した指導の実施や、就学・進学相談などの相談体制の充実が特に望まれています。
- また、進学や就職といった将来的なことに対して不安を抱いている保護者が多くなっています。

施策の 方向性

- 障害のある園児・児童・生徒が、適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- また、障害者理解に関する学習、交流及び共同学習、自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援等、一人一人の教育ニーズに応じた多様な柔軟な仕組みの整備を図ります。

具体的な事業

事業名	内容
学齢期等に応じた連続性のある指導・支援の推進 【継続】	障害のある子どもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、個別の教育支援計画や個別の指導計画等を作成し、保健・福祉・医療、労働等の関係機関と、幼児期から中学校卒業まで一貫した的確な支援を行います。
特別支援教育に係る専門性の向上【継続】	全ての教員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める研修を実施します。
特別支援教育の推進 【拡充】	園・小・中学校における特別支援教育の充実を図り、地域における障害のある子どもの支援強化に努めます。引き続き、県立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の活用に努めます。 また、介助員や学びのサポーター等を園・学校に配置します。
就学指導・教育相談の充実 【拡充】	早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉等との連携により、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童・生徒の状態等にあわせた早期からの教育相談・支援体制を充実します。 支援を必要とする子どもやその保護者の悩みに対応するため、「就学前のつどい」「適正就学のための相談会」を実施します。 市こども教育支援センター及び市適応指導教室「すまいるルーム」の機能の充実を図ります。

事業名	内容
教育的ニーズに応じた支援機器等の活用【継続】	障害のある子どもの教育機会の確保や、自立と社会参加の推進にあたってのコミュニケーションが重要であることから、コミュニケーションICTの活用も含め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用に努めます。
キャリア教育や就労支援の充実【拡充】	障害のある子どもが様々な支援を利用しつつ、自立や社会参加を促進できるよう、福祉、労働等関係機関との連携のもと、障害のある児童・生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。



基本目標3 就労支援と社会参加の促進

(1) 多様な働き方への支援

- 障害のある人が働きやすい環境を整備するためには、職場における障害や障害のある人の特性等に対する理解を促進する共に、偏見等を解消する必要があります。
- 障害のある人へのアンケートでは、職場の上司や同僚に障害への理解があることや、短時間勤務や勤務日数等の配慮が就労支援として重要視されています。
- また、企業に対しては、障害者雇用に関する制度や法律、合理的配慮の提供等の周知や、障害のある人の就労や雇用に関するノウハウ等が求められています。

施策の 方向性

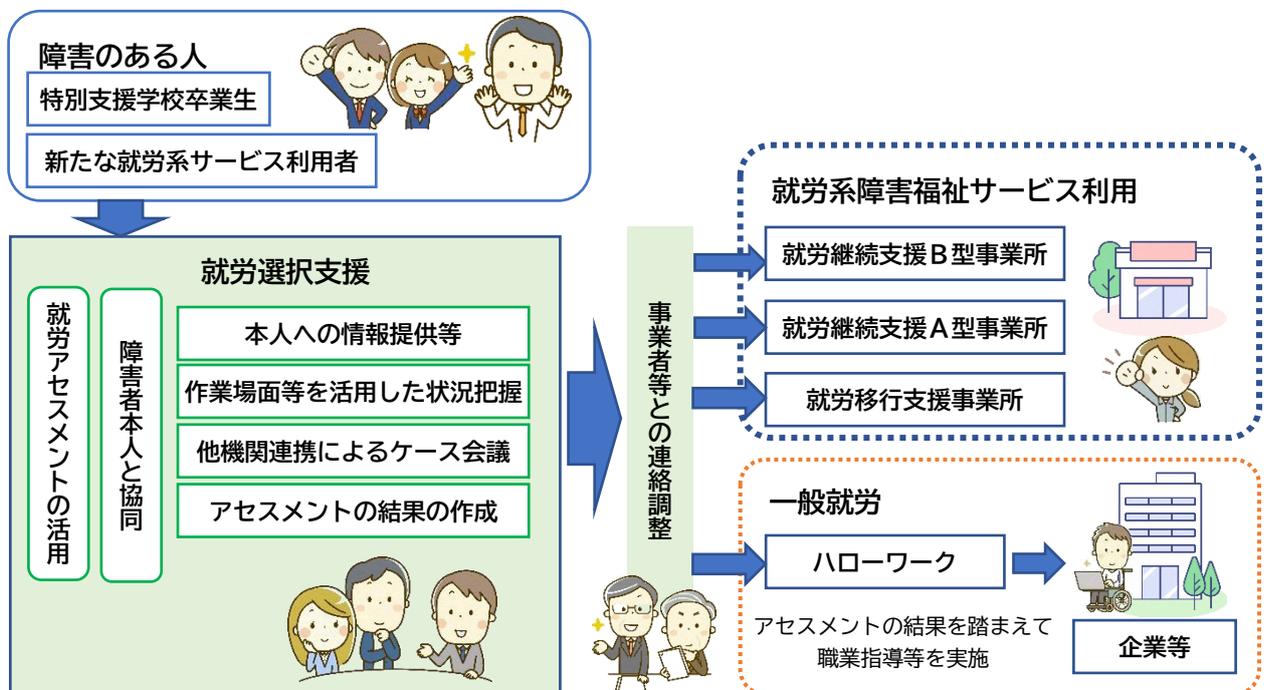
- 働くことを希望する障害のある人が、各段階で必要な就労支援を受けられることができるよう、福祉サービスを充実します。
- 企業に対して、障害者雇用に関する制度や障害特性に関する情報提供を行い、雇用の創出を図ります。

具体的な事業

事業名	内容
障害者雇用に関する啓発強化【継続】	事業主が障害者雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、ハローワーク等と連携し啓発を図ります。 また、ハローワーク等と連携し、障害者雇用に関する事業所への助成制度等の情報提供を行い、障害者雇用を働きかけます。
一貫した支援の推進【継続】	障害のある人の福祉、教育、医療等から雇用に繋げていくため、ハローワークをはじめ、地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を進めます。 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害のある人については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着に努めます。
福祉的就労の場の確保【継続】	障害のある人の多様な就労ニーズに対応するため、就労継続支援A型・B型など、福祉的就労の場の確保に努めます。
希望や特性に応じた就労への支援【新規】	ハローワークにおいて、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場適応指導等の充実を働きかけます。 本人の希望や特性を考慮した就労アセスメントの作成し、事業所等と調整を図る就労選択支援の事業の実施に向けて、検討します。

事業名	内容
トライアル雇用の推進 【継続】	障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組を通じて、事業主の障害者雇用への理解の促進を図ります。
各種助成制度の活用促進 【継続】	障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用できるよう、障害のある人を雇用する企業に対する情報の提供を行います。あわせて、ハローワーク等と連携し、障害のある人の雇用に関するノウハウの提供等に努めます。
法定雇用率達成の促進のための啓発【継続】	市内の企業に対し、法定雇用率の達成を促進するための啓発に努め、ハローワークによる法定雇用率の達成に向けた取組を支援します。

■就労選択支援のイメージ（参考：厚生労働省資料）



(2) 自立に向けた支援

- 障害のある人が就労の現場にふれることや、仕事や作業体験により、就労についての具体的なイメージや意識を持つ機会が必要です。
- 障害のある人の自立した生活のために、福祉的就労における工賃向上や、必要に応じて各種制度を受けることができるよう、周知が必要です。

施策の 方向性

- 福祉的就労において、十分な工賃を得ることができるよう、事業所への優先発注や工賃向上の取組を進めます。
- 各種経済的な支援等の制度について、周知を図ります。

具体的な事業

事業名	内容
特別支援学校生に対する職業実習【継続】	簡易な仕事体験機会の提供により、特別支援学校生徒に対する就職活動に向けた意識の醸成を図ります。
優先調達の推進と工賃向上支援【拡充】	市において、障害のある人の就労施設等で製造・生産された物品等の優先調達を推進し、事業所等への優先発注枠を設定します。 また、工賃が高い事例の収集を進め、事業所等と工賃向上の検討を進めます。
経済的自立支援の周知【継続】	自立支援医療や特別障害者手当等各種手当に関する制度の周知を行い、必要な人が利用できるよう支援します。 また、受給資格を有する障害のある人が、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。



(3) スポーツ・芸術活動の推進

- 障害のある人が、余暇活動を通じて生きがいを感じたり、自立したり、豊かな生活を送ることは、障害のある人の社会参加の促進にとって重要な要素となります。また、障害のある人が地域の人々と一緒に働いたり、様々な活動に参加したり交流することで、障害への理解につながります。
- 障害のある人へのアンケートによると、日常生活での介助で最も必要とされているのは外出の介助であり、また、外出時の困難として公共交通機関の少なさや段差や階段が多いこと併せて、特に知的障害のある人は困った時にどうすればいいのかが心配という意見が多くなっています。

施策の 方向性

- 障害の有無にかかわらず、スポーツや、文化芸術活動を楽しむことやいきがづくり、様々な世代との交流が可能となる環境づくりを進めます。

具体的な事業

事業名	内容
スポーツの振興【継続】	<p>障害の有無にかかわらず、また、世代を超えて市民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、一人一人が健康で、いきいきと暮らせるよう、生涯スポーツの環境整備に取り組みます。</p> <p>また、障害のある人のニーズに応じたスポーツを指導できる人材の発掘及び養成、障害の有無にかかわらず、スポーツを行うことのできるよう、普及に取り組みます。</p>
レクリエーション活動の促進【継続】	<p>レクリエーション活動を通じて、障害のある人等の体力づくり、交流、余暇としての活用等のため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害のある人等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援に取り組みます。</p>
芸術文化活動の促進【継続】	<p>障害のある人が、地域において文化芸術活動に親しむことができるよう、ニーズに応じた文化芸術活動を指導できる人材の発掘や養成を進めるとともに、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。</p>
生涯を通じた学びの機会・場の充実【継続】	<p>本市の歴史、文化芸術など豊かな資源を生かした多様な社会教育・生涯学習の機会の提供、思いやりや寛容の心を育てる人権教育の推進など、生涯学習環境の充実に努めます。</p>
移動支援・地域活動支援センター事業の推進【継続】	<p>移動支援の充実をはかり社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を支援するとともに、地域活動支援センターの機能の充実等を図り、創作的活動や生産活動の機会を提供します。</p>

(4) 情報の利用しやすさの向上

- 障害の有無や、その特性にかかわらず、必要な情報を誰もが入手することができるための配慮や対応が必要です。
- 障害のある人へのアンケートでは、障害福祉サービスを利用していない理由として、そのサービス内容が不明であることなどが挙げられています。

施策の 方向性

- 福祉に関するサービスや制度等の必要な情報発信を充実します。
- 情報の発信にあたり、誰もが分かりやすい内容と、多様なツールでの発信により、障害の特性に関わらず十分な情報が得られるように努めます。

具体的な事業

事業名	内容
福祉に関する情報提供の充実【拡充】	福祉サービスや各種制度等に関する情報について、市広報紙やホームページ等を活用して発信するとともに、わかりやすく、充実した内容での提供に努めます。
情報アクセシビリティの向上【拡充】	情報発信時に、点訳・音訳、直接顔を合わせる対面式等、その他、障害のある人にわかりやすい方法により、市広報、各種事業の紹介、生活情報等の定期的な提供を行います。 障害のある人に障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、誰もがわかりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行います。 また、障害のある人の利用に配慮した情報通信機器の活用を推進します。



(5) 移動支援の充実

- 障害のある人の社会参加や通院等に当たり、移動の困難がその行動を阻害する要因となり得るため、移動支援の充実が望まれています。
- 障害のある人へのアンケートによると、日常生活での介助で最も必要とされているのは外出の介助であり、また、外出時の困難として公共交通機関の少なさや段差や階段が多いこと併せて、特に知的障害のある人は困った時にどうすればいいのかが心配という意見が多くなっています。

施策の 方向性

- 障害のある人の社会参加の促進や、日常生活における負担軽減に向けて、各種移動支援の充実に努めます。
- 必要に応じて周囲の人が援助や配慮をスムーズに行うことができる環境づくりにより、障害のある人の外出に対する不安の解消を図ります。

具体的な事業

事業名	内容
自家用車の活用支援 【継続】	身体障害のある人の社会参加を支援するため、自ら運転する自家用車両の改造費の助成や、自動車運転免許取得費用の助成等の制度の周知を行い、活用を促進します。
移動支援事業の推進 【継続】	屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加の促進や移動の利便性を図るため、移動支援事業の利用促進を図ります。
タクシー利用券の利用促進 【継続】	障害のある人の社会参加等外出を支援するために発行しているタクシー利用券について、より一層周知し、利用を促進します。
公共交通利用の連携促進 【継続】	「地域の公共交通は、市民のみんなで乗って守る」という意識のもと、市民・行政・交通事業者が連携し、より効率的、効果的な公共交通体系の構築と利用促進を図ります。
外出しやすい環境づくりの推進【新規】	ヘルプマーク(外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的としたマーク)の普及・啓発といった、障害特性に応じた援助や配慮に関する周知を行い、障害のある人が外出しやすい、必要に応じて支援を得られる環境づくりに対する意識の醸成に努めます。

基本目標4 障害への理解促進、差別の解消

(1) 全ての人々が理解し合うための地域づくり

- 誰もが地域で暮らすことができる共生社会の実現に向けて、地域に住む一人一人が、障害の特性や障害のある人について理解を深めることが必要です。
- 18歳未満の障害のある児童へのアンケートによると、障害や障害のある人に対する理解を深めるために必要なこととして、「子どもたちに対する福祉教育の充実」が最も重要視されています。
- 障害に関する知識はもちろん、障害のある人とない人がふれあい、交流し、理解を深める機会が必要です。

施策の 方向性

- 広く市民に対し、障害への理解促進のための広報・啓発に努めるとともに、学校、企業、その他地域活動等、身近な場で障害のある人とともに過ごす機会を確保します。
- 福祉学習や人権教育の機会を充実し、福祉や障害を学べる場を充実し、市民の福祉に対する意識の醸成を図ります。

具体的な事業

事業名	内容
障害や障害のある人に関する啓発【継続】	「広報朝来」に、障害や障害福祉に関する関連情報記事を掲載するとともに、障害者団体等と連携し、「障害者週間」等を利用して啓発活動を推進します。
人権教育の推進【継続】	地域における人権教育について、障害のある人や高齢者等に関する人権問題などをテーマに理解を深め、意識を高める教育の推進を図ります。
福祉学習の推進【拡充】	学校での福祉教育の充実や子どもたちの社会奉仕活動、体験活動等の機会の充実に取り組みます。 障害や認知症等に対する住民の理解と知識を深めるとともに、支援するための知識や技術等の取得・向上を図るため、各種講座や教室、講演会の開催などに取り組みます。また、関係機関・団体等が実施する福祉学習を支援します。
地域での交流の促進【継続】	障害のある人と地域住民との交流を促進するため、関係団体や関係機関等と連携し、イベント等を実施します。また、手話通訳など、障害のある人が参加しやすい環境づくりを促進します。 また、朝来市社会福祉協議会と連携し、住民による地域福祉活動を推進するなかで、子どもから高齢者まで、また、障害のある人など誰でも気軽に集い、話をしたり遊んだりできるような場づくりを促進します。

(2) 差別の解消、虐待の防止、権利擁護の推進

- 障害のある人が地域で安心して暮らすためには、障害等を理由とした差別の解消と虐待の防止、成年後見制度等の権利擁護の取組を進めることが必要です。
- 障害のある人へのアンケートでは、障害や難病等により差別や嫌な思いを、知的障害や精神障害、発達障害のある人は、5割以上が経験しているとの回答があり、身体障害のある人や、難病のある人も2～3割が経験しています。

施策の 方向性

- 社会的障壁を除去する取組を推進し、障害を理由とする差別解消に努めます。
- 障害のある人の人権、意思決定を尊重する権利擁護の取組を進め、成年後見制度等の利用促進を図ります。
- 虐待に関する内容や相談窓口の周知を図り、虐待防止に努めるとともに、関係機関と連携し、対応の充実を図ります。

具体的な事業

事業名	内容
障害者に対する差別解消の取組の充実【継続】	「障害者差別解消法」について、その趣旨や理念等について市民に広く周知します。 また、県との連携を図り、障害を理由とした不利益な取扱いの具体的事例や、障害のある人への配慮の望ましい事例などを周知し、障害のある人などの社会参加を制約するバリアの解消に努めます。 本市における対応要領の周知や職員研修の実施等、市役所内での障害者差別解消の啓発を行います。
相談・紛争解決等実施体制の充実【継続】	障害のある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。
成年後見制度の利用促進【継続】	障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するために、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)により判断能力が十分でない人の成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行います。また、市民後見人や法人後見人の導入について検討を進めます。
日常生活自立支援事業の推進【継続】	障害のある人等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等について、朝来市社会福祉協議会と連携して対応していきます。
消費者被害対策【継続】	障害のある人や認知症高齢者等判断能力が低下している人が悪質商法や詐欺などの被害にあわないよう、防犯知識の啓発を図ります。
虐待防止対策の推進【継続】	朝来市障害者虐待防止センターをはじめとする相談窓口の周知と、障害のある人や高齢者等に対する虐待の通報や相談等に適切に対応できるよう、職員の研修を行います。 また、関係者会議を行うなど、関係機関との連携・情報共有により、適切に支援、対応をしていきます。

(3) 福祉のまちづくり

- 障害の有無にかかわらず、誰もが移動しやすい環境の整備や、利用しやすい施設整備を進め、地域に住む人々の社会参加を妨げることがないまちづくりが求められています。
- 障害のある人へのアンケートでは、障害や障害のある人に対する理解を深めるために必要なこととして、「障害者がまちに出やすいように整備を進めること」や「障害者も使いやすい施設をつくること」といった障害のある人が活動しやすいまちづくりが重要視されています。

施策の方向性

- 障害のある人が安全・快適に道路や交通機関、施設を利用できるよう、福祉のまちづくりを進めます。
- 福祉を担う人材の育成や活動への参加促進の取組を行います。

具体的な事業

事業名	内容
福祉のまちづくりの推進 【継続】	「広報朝来」への関連記事の掲載により、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を図ります。 誰もが利用しやすい施設の整備について、指導・助言に努めます。
道路のバリアフリー化 【継続】	歩道内の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、必要性や緊急性に配慮しながら、ユニバーサルデザインの道路整備を計画的に推進します。
防犯対策【継続】	障害のある人や高齢者等が犯罪に巻き込まれないよう、地域での声かけやパトロールによる連携など、地域住民の支えあいによる防犯対策を促進します。
体験ボランティアの実施 【継続】	ボランティア活動を体験することにより、自分たちの暮らしている地域社会や社会福祉に対して関心を深め、住民の一人として積極的に社会参加することの意義を学ぶとともに、様々な人々との出会いや体験から、自らの生き方や「ともに生きる」ことの意味を考える機会を提供します。
ボランティア活動の促進 【継続】	情報発信を積極的に行い、ボランティア活動への参加を促進します。



基本目標5 相談支援体制の充実

(1) 相談支援の充実

- 障害のある人とその家族等が、抱えている不安や課題を解消し、必要なサービスを利用して安心して地域で暮らすためには、身近な地域で相談することができる窓口の周知と、適切な機関や支援に繋げることができる相談支援体制が必要です。
- 障害のある人の高齢化が進んでおり、障害福祉サービス利用者が、介護保険サービスを併用する際には、制度間の隙間が生じないように、制度間の連携を引き続き強化する必要があります。
- 8050問題やヤングケアラー等、複合的な課題を抱える世帯があり、総合的な相談窓口から適切な機関につなげ、連携して支援するためのネットワークが必要です。

施策の 方向性

- 引き続き、安心して地域で暮らすため関係機関が連携した重層的な相談支援体制の充実を図ります。
- 分野を超えた連携を強化し、支援を必要とする人への支援が迅速に適切につながる包括的な支援体制を構築します。

具体的な事業

事業名	内容
基幹相談支援センターの充実【拡充】	相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの充実を図るとともに、相談窓口の周知徹底を行います。
重層的な相談支援体制の構築【拡充】	障害のある人が自らの意思決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、障害種別、年齢、性別、状態等に対応できる総合的な相談支援体制の充実を図るとともに、庁内の関係各課、関係機関、地域と連携し、地域の課題を包括的に受け止め、分野を超えた切れ目のない支援を行います。
相談支援体制の充実【継続】	障害のある人の自立と社会参加の促進のため、一人一人の障害の状況や家庭、住まいの状況、サービス利用意向等個々の状況に応じて、必要なサービスや社会資源等の情報提供を行うとともに、サービス等利用計画の作成を進めます。
相談ネットワークの形成【継続】	相談支援専門員や相談支援に従事する職員に対する研修等を行い、相談業務の質の向上を図ります。また、こども家庭センター、更生相談所、健康福祉事務所、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センタークローバー等の関係機関とのネットワークを活用し、障害のある人が身近な地域で専門的な相談を受けることができるよう体制づくりに努めます。
当事者等による相談活動の充実【継続】	家族と暮らす障害のある人について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、当事者等による相談活動やピアサポート、ピアカウンセリング等の更なる充実を図ります。

(2) 連携・協働のネットワーク構築

- 朝来市障害者自立支援協議会では各専門部会を中心に、障害のある人の実情や課題、必要な支援について協議を行い、事業所や関係団体間の連携強化、施策への提言等を行っています。
- 障害の有無にかかわらず、地域に住む人が支え合いながら暮らす共生社会の実現に向けて、市民や地域の様々な主体とのネットワークの構築や多様な社会資源の活用について検討することが必要です。

施策の 方向性

- 市民及び関係団体、事業所、行政が連携して、障害のある人の支援や課題解決に向けた連携・協働のネットワークの構築をめざします。

具体的な事業

事業名	内容
自立支援協議会の充実 【拡充】	関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制づくりのため、朝来市障害者自立支援協議会において、障害のある人等への支援体制の整備を進めます。 また、各専門部会において、地域の課題や障害に対応した課題の検討・解決策等を協議します。
保健、医療、福祉の連携 【再掲】	障害の早期発見や早期療育、一貫した支援体制、障害の状況等に関する情報共有と対策の検討に向けて、保健、医療、福祉の関係者で協議を行う場を提供します。
保健、医療、福祉、教育の 連携【再掲】	一人一人に合った療育が行われるよう、保健、医療、福祉、教育が連携し、協議を行う場を設置します。
相談ネットワークの形成 【再掲】	相談支援専門員や相談支援に従事する職員に対する研修等を行い、相談業務の質の向上を図るとともに、こども家庭センター、更生相談所、健康福祉事務所、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センタークローバー等の関係機関とのネットワークを活用し、障害のある人が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制の構築を進めます。

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 第7期障害福祉計画における成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第6期計画の実績】

令和4年度時点で地域移行者数は0人、施設入所者数は 85 人と目標に至っていません。現状では、施設入所者が増加しており、減少は難しくなっています。

■第6期計画における目標値と結果

	実績値 令和2年度	実績値 令和4年度	目標値 令和5年度		実績値 令和4年度
施設入所者数	77人	85人	75人	➡	85人
減少(見込み)数[削減率]			▲2人		+8人
地域生活移行数[移行率]			7人		0人

【第7期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

- ①施設入所者の地域移行:令和4年度末時点から6%以上移行
- ②施設入所者数の削減:令和4年度末時点から5%以上削減

<市の目標設定の考え方>

国や県の方針を基本とすると、本市の令和8年度までに達成すべき目標は、次表のとおりです。

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の施設入所者85人のうち、5%以上にあたる5人が、令和8年度末までに入所施設を退所し、グループホームや一般住宅等における地域生活に移行できるよう取り組みます。

□第7期計画(令和8年度末)における目標値

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
A 施設入所者数	85人	80人
B 減少(見込み)数[削減率 B/A(令和8年度末)]		5人
C 地域生活移行数[移行率 C/A(令和8年度末)]		4人

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期計画の実績】

令和5年度末までに、朝来市障害者自立支援協議会の専門部会を活用し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とし、令和4年度に設置に至っています。

協議の場の開催回数や参加する関係者の人数等、全ての目標を十分に達成しています。

		目標値 令和5年度	実績値 令和4年度
保健、医療及び福祉 関係者による協議の場	開催回数	1回	3回／年
	関係者参加人数	11人	53人
	年間目標設定及び評価の実施回数	1回	3回／年
精神障害者の サービス利用	地域移行支援	2人	2人
	地域定着支援	2人	5人
	共同生活援助	11人	16人
	自立生活援助	1人	1人

【第7期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

- ①圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数、評価等の実施回数
- ②精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上とすることを基本とする。[県目標]
- ③精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。
- ④精神病床における退院率:3ヶ月時点 68.9%以上、6ヶ月時点 84.5%以上、12ヶ月時点 91.0%以上とすることを基本とする。[県目標]

<市の目標設定の考え方>

国や県の方針を基本とし、保健・医療・福祉関係者による協議の場について、その継続的な開催と幅広い関係者の参加等を圏域内での調整を図ります。

また、②③④の目標に関しては、県と連携し、県の数値目標達成に向けた対応の促進を図ります。

<活動指標>

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	設置	継続
協議の場の開催回数	3回／年	2回／年以上
目標設定及び評価の実施回数	3回／年	2回／年以上
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の 関係者の参加者数	53人	50人以上

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【第6期計画の実績】

令和5年度末までに障害者自立支援協議会において協議を進め、地域生活支援拠点の設置と、拠点の運営状況を検証、検討するための仕組みの構築に努めるという目標を立てましたが、現状として拠点の整備に至っておりません。

【第7期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

- ①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ②強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

<市の目標設定の考え方>

国や県の方針を基本とし、引き続き、地域生活支援拠点の整備に向け、不足する機能を含め、障害者自立支援協議会等を活用し整備、拠点の運営状況を検証、検討するための仕組みについての検討を進めます。

また、強度行動障害を有する障害のある人について、障害福祉サービス事業所を通じて、該当する人を把握するとともに、相談支援事業所等の情報共有により、サービス等につながっていない、もしくはサービス等の利用を中断した人で該当する人の把握を進めます。

また、本人の特性に合った環境調整や一貫した支援の提供のために、障害者自立支援協議会等において、個々の状態やニーズの共有と、それに基づいた支援体制を検討します。

□第7期計画(令和8年度末)における目標値

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
地域生活支援拠点等の確保	未実施	1か所
コーディネーターの配置		1名
支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築		構築
運用状況の検証及び検討の実施		1回/年
強度行動障害を有する人への支援体制の構築		構築

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

【第6期計画の実績】

令和5年度末時点の目標を、7人以上と設定しましたが、現時点で一般就労に移行した障害者は11人であり、事業所等の尽力により目標を達成しています。ただし、各事業所における移行者数は一部達成できておりません。

■第6期計画における目標値と結果

	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	目標値 令和5年度末	実績値 令和4年度末
一般就労移行者数	5人	6人	11人以上	6人
就労移行支援事業所を通じた 一般就労移行者数	3人	4人	7人以上	4人
就労継続支援 A 型を通じた 一般就労移行者数	0人	0人	2人以上	0人
就労継続支援 B 型を通じた 一般就労移行者数	2人	2人	2人以上	2人

【第7期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

①就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること(就労移行支援事業:1.31倍以上、就労継続支援 A 型:1.29倍以上、就労継続支援 B 型:1.28倍以上)

<市の目標設定の考え方>

国や県の方針を基本とし、令和4年度末時点の一般就労への移行者数の実績は4人であったことから、令和8年度はその1.28倍の5人以上と設定しています。また、各事業での移行者数数について、就労継続支援 A 型では令和4年度までの実績が0人ですが、令和5年6月に事業所が開設されたこともあり2人以上を、また、就労継続支援 B 型では令和4年度までの実績が2人であったことからその1.28倍の3人以上が一般就労に移行することを目標とし、次の通りとします。

□第7期計画(令和5年度末)における目標値

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
一般就労移行者数	6人	11人
就労移行支援事業での一般就労移行者数	4人	6人
就労継続支援 A 型での一般就労移行者数	0人	2人
就労継続支援 B 型での一般就労移行者数	2人	3人

②一般就労への定着

【第6期計画の実績】

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用割合は100%であり、目標を達成していますが、本市内に就労定着支援事業がないため、就労定着率8割以上の事業所の目標は達成していません。

■第6期計画における目標値と結果

	目標値 令和5年度末	結果(見込み値) 令和4年度末
就労定着支援事業利用率	70%	100%
就労定着支援事業を実施する 事業所数	1事業所	－(事業所無し)
就労定着率8割以上の事業所 割合	100%	－(事業所無し)

【第7期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

- ①就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
- ②就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上とすること
- ③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること

<市の目標設定の考え方>

令和3年度の就労定着支援事業の利用者数2人の1.41倍以上に当たる3人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

□第7期計画(令和8年度末)における目標値

	令和3年度末時点の実績	令和8年度末目標値
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の 就労移行支援事業所の割合		50%以上
就労定着支援事業の利用者数	2人	3人以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合		25%以上

(5)相談支援体制の充実・強化等

【第6期計画の実績】

本市においては、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業に対する指導・助言や人材育成の支援、連携強化の取組を実施しています。

■第6期計画における目標値と結果

		目標値 令和5年度末	実績値 令和4年度末
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数	1件	74件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数	1件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組	年間実施回数	12回	10回

【第7期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

- ①令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ②(地域自立支援)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、体制を確保することを基本とする。

<市の目標設定の考え方>

基幹相談支援センターを中心とした、地域の相談支援事業所の人材確保や、専門性向上の支援、連携強化等の取組を進めます。

地域自立支援協議会とその専門部会において、障害のある人個々の事例の検討と、必要なサービス、支援について、検討を進めます。

□第7期計画(令和8年度末)における目標値

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
基幹相談支援センターの設置	設置済	継続
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保		確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善の実施		実施

<活動指標>

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	74件	75件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10回	10回

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【第6期計画の実績】

本市においては、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行う等質の向上に向けた取組を実施しています。

■第6期計画における目標値と結果

		目標値 令和5年度末	実績値 令和4年度末
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数(人)	3人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有

【第7期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

- ①令和8年度末までに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること
- ②都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修に参加する職員数の見込みを設定すること
- ③障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数を見込みを設定すること
- ④都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数を見込みを設定すること

<市の目標設定の考え方>

障害福祉サービスの質の向上に向けて、県及び関係機関等と情報の連携・共有を行う体制に取り組みます。

□第7期計画(令和8年度末)における目標値

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
サービスの質の向上を図るための体制構築	構築済	継続
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	3人	1人以上
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無と実施回数	実施	1回以上/年
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無と共有回数	未実施	1回以上/年

2 第3期障害児福祉計画における成果目標

(1) 重層的な地域支援体制の構築

【第2期計画の実績】

本市においては、既存の事業所へ負担がかかることから、児童発達支援センターの設置（センター化）については、課題の内容を検討すること、令和5年度までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指すことを目標としていました。

	目標値 令和5年度末	実績値 令和4年度末
児童発達支援センターの設置	設置に向けた課題の検討	未
保育所等訪問支援体制の構築	構築を目指す	未

【第3期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること
- ・児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること

<市の目標設定の考え方>

本市においては、児童発達支援センターの設置に向けて検討を進めており、令和8年度末までに設置することを目標とします。

また、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制についても同様に体制の整備を進めます。

□第3期計画（令和8年度末）における目標値

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
児童発達支援センターの設置	未設置	設置
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制（保育所等訪問支援体制の構築）		整備

(2)重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【第2期計画の実績】

本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置の検討を目標としていました。

	目標値 令和5年度末	実績値 令和4年度末
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	0か所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	0か所

【第3期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること

<市の目標設定の考え方>

重症心身障害のある児童や医療的ケアが必要な児童が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実を図ります。

□第3期計画(令和8年度末)における目標値

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	0か所	1か所以上
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	0か所	1か所以上

(4) 医療的ケアが必要な子どもの支援のための関係機関の協議の場の設置等

【第2期計画の実績】

本市においては、国や県の方針を基本とし、医療的ケアが必要な子どもが、身近な地域で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各分野の支援が受けられるように、令和5年度末までに関係機関が連携を図るための協議の場を設け、コーディネーターの配置を目標としました。

	目標値 令和5年度末	実績値 令和4年度末
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置状況	設置	未設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人	0人

【第7期計画の目標】

<国の基本的な考え方>

・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

<市の目標設定の考え方>

医療的ケア児等の支援に向けた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指すとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置して連携の体制を構築します。

□第7期計画（令和8年度末）における目標値

	令和4年度末時点の実績	令和8年度末目標値
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置状況	未設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	0人	1人以上

3 兵庫県の独自指標

(1) 公営住宅を活用したグループホーム等の整備

親亡き後の生活や地域への移行による地域での住まいに関する障害のある人のニーズを把握し、グループホームの整備等居住支援の体制確保も含めた検討を行うことを目標としました。

(2) 福祉的就労の商品等の優先発注等

■ 第6期計画における目標値と結果

	目標値 令和5年度末	実績値 令和4年度末
福祉施設との随意契約による事業委託等の契約金額	15,900 千円	19,412 千円

(3) 知的・精神障害のある人の採用等

■ 第6期計画における目標値と結果

		目標値 令和5年度末	実績値 令和4年度末
市で採用している障害者数	合計	12人	13人
	身体障害者	9人	10人
	知的障害者	2人	2人
	精神障害者	1人	1人

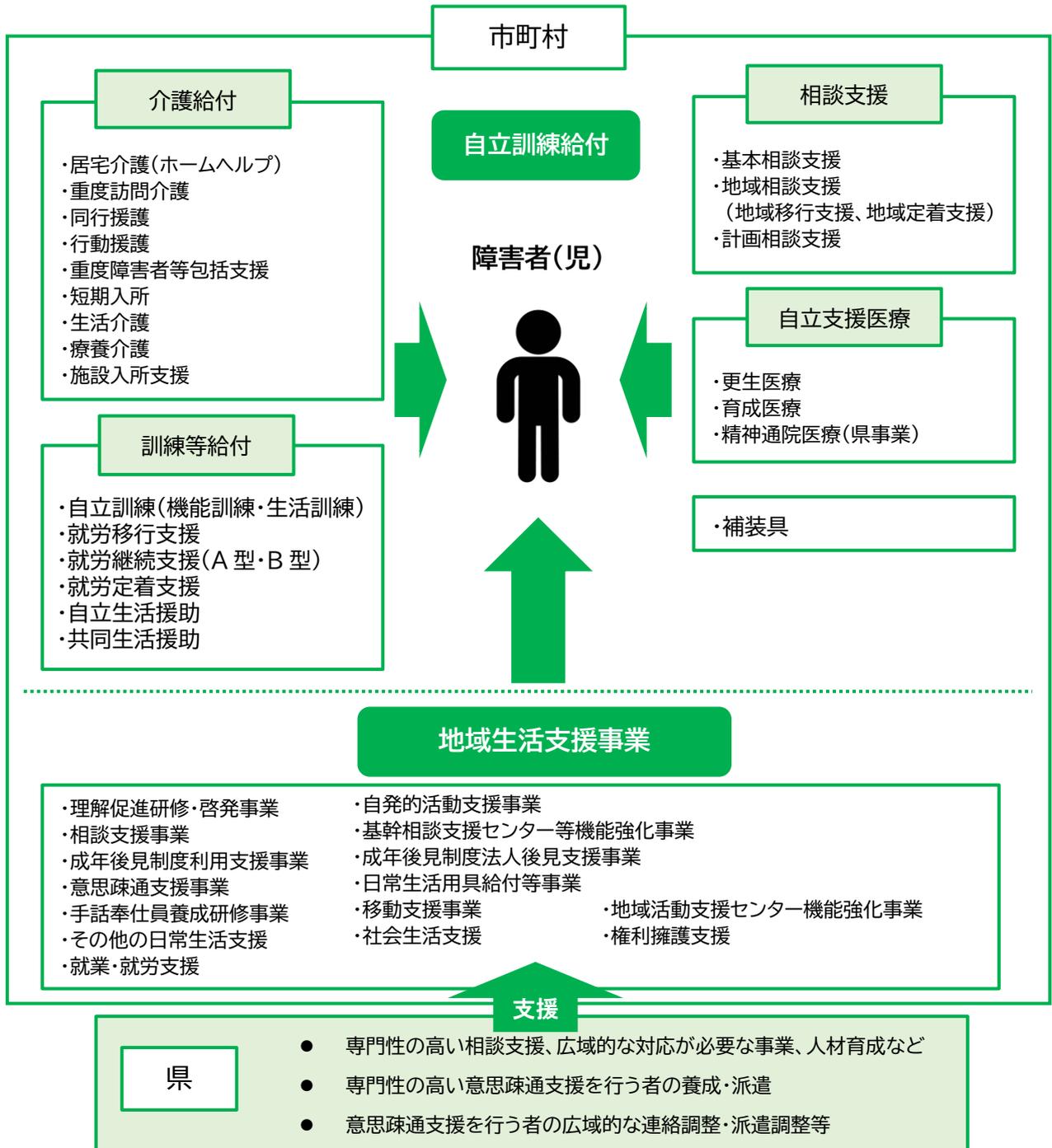
第6章 計画の活動指標

1 障害(児)福祉サービスの事業体系

(1) 障害福祉サービス

障害者総合支援法では、利用者のニーズや障害の種類、障害の程度に応じて、適切なサービスが公平に提供されるよう、次の事業が規定されています。

■障害福祉サービス

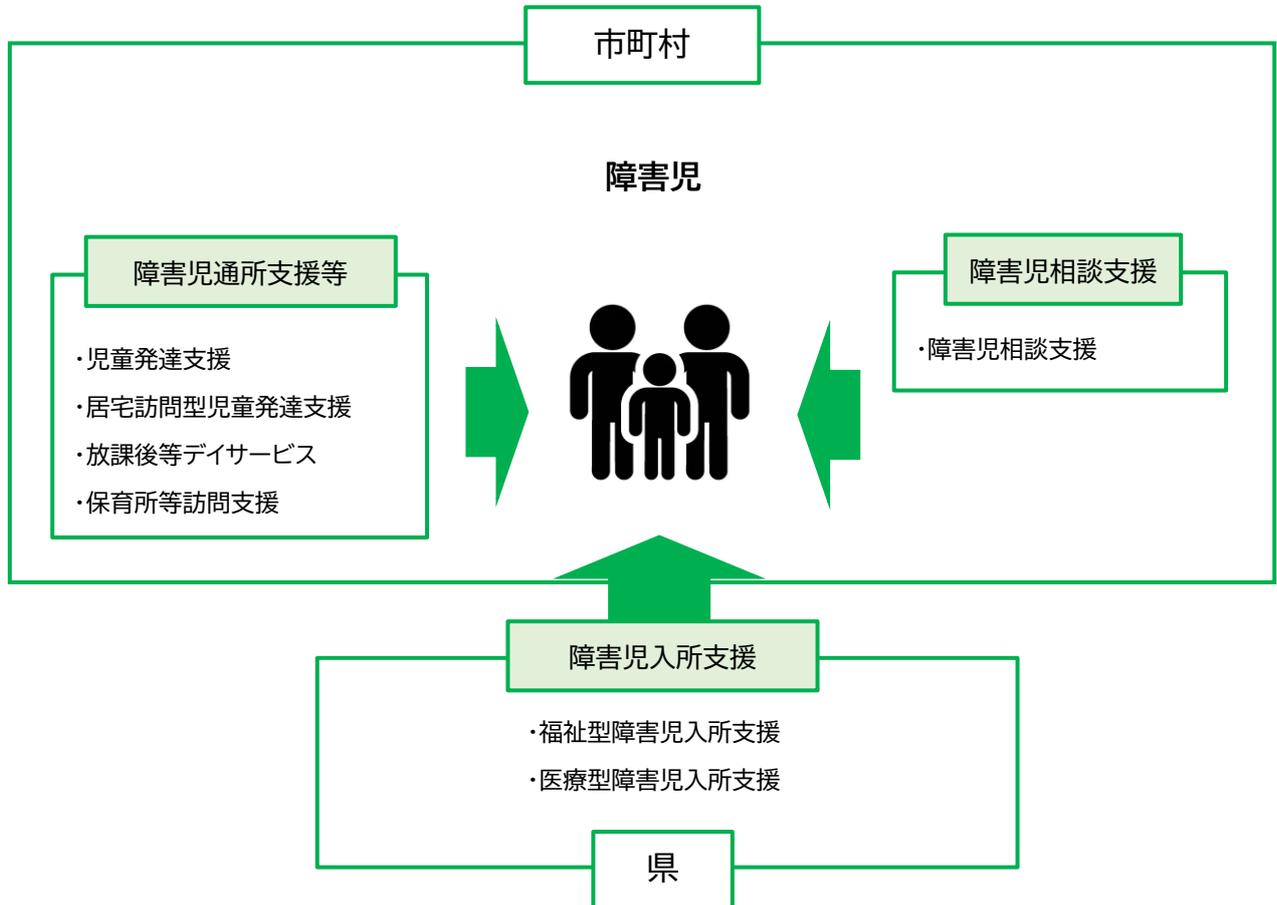


※就労選択支援については、現時点で分類が明確でないため、図に記載しておりません。

(2) 障害児福祉サービス

児童福祉法では、障害のある児童が、身近な地域で必要とする支援や療育が受けられるよう次の事業が規定されています。

■障害児福祉サービス



2 第6期障害福祉計画／障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	障害者の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分「6」(児童については区分「6」に相当する支援の度合い) で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

■第6期の計画値と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
居宅介護	人/月	32	37	115.6%	33	64	193.9%	34	58	170.6%
重度訪問介護 同行援護	時間/月	293	199	67.9%	302	569	188.4%	311	613	197.1%

※行動援護及び重度障害者包括支援の利用見込み量は未設定

【第6期計画期間中の利用実績】

令和3年から令和4年にかけて、利用者数及び利用時間が2倍近く増加しています。これは、令和4年度より重度訪問介護が利用されることとなったためです。

■第7期の計画値

サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	33	33	33
	時間/月	259	259	259
重度訪問介護	人/月	28	28	28
	時間/月	274	274	274
同行援護	人/月	3	3	3
	時間/月	36	36	36
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	64	64	64
	時間/月	569	569	569

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

本市における障害者数は全体的に減少傾向にありますが、訪問系サービスについては、今後も同程度の利用ニーズがあると見込んでいます。

引き続き、サービス提供体制の確保を図るとともに、特に人材の不足が見込まれるヘルパーの確保・定着に関する支援に努め、安定したサービスの提供を図ります。

行動援護や重度障害者等包括支援は、これまで本市での利用実績はありませんが、利用希望等のニーズを把握するとともに、必要に応じて提供ができるよう、事業者への情報提供や働きかけを行います。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分「3」以上である人及び50歳以上で障害支援区分が「2」以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分「6」で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。
自立訓練 (機能訓練)	生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害のある人または精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

■第6期の計画値と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
生活介護	人/月	120	117	97.5%	125	108	86.4%	130	111	85.3%
	人日/月	2,442	2,254	92.3%	2,543	2,232	87.8%	2,644	2,250	85.0%
療養介護	人/月	11	11	100.0%	11	11	100.0%	11	11	100.0%
短期入所	人/月	27	29	107.4%	27	31	114.8%	27	34	125.9%
	人日/月	237	284	119.8%	237	276	116.5%	237	266	112.2%
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人日/月	10	19	190.0%	10	21	210.0%	10	12	120.0%
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0
	人日/月	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0
就労移行支 援	人/月	12	8	66.7%	12	4	33.3%	12	4	33.3%
	人日/月	255	162	63.5%	255	80	31.4	255	62	24.3%
就労継続支 援(A型)	人/月	7	0	0.0%	7	0	0.0%	7	11	157.1%
	人日/月	91	0	0.0%	91	0	0.0%	91	99	108.7%
就労継続支 援(B型)	人/月	110	103	93.6%	115	100	87.0%	120	107	89.1%
	人日/月	1,919	1,859	96.9%	2,007	1,764	87.9%	2,094	1,730	82.6%
就労定着支援	人/月	2	2	100.0%	3	3	100.0%	4	4	100.0%

【第6期計画期間中の利用実績】

生活介護、就労移行支援、は、利用人数、利用量ともに減少傾向にあり、就労継続支援(B型)は令和5年度に利用者が増加しています。

一方、短期入所は利用者が増加し、利用人数、利用量ともに計画値を大きく上回り、ニーズが高いことがうかがえます。また、就労定着支援は、1人ですが利用者が増加しています。

自立訓練(機能訓練)、と療養介護については、利用者数に変化なく推移しており、自立訓練(生活訓練)とは利用を見込んでいましたが、第6期計画期間中の利用はありませんでした。就労継続支援(A型)については、令和5年6月から開設し、11人が利用しています。

■第7期の計画値

サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	112	113	114
	人日/月	2,315	2,336	2,357
療養介護	人/月	11	11	11
短期入所	人/月	36	41	47
	人日/月	321	365	418
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	21	21	21
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	21	21	21
就労移行支援	人/月	8	8	8
	人日/月	162	162	162
就労継続支援(A型)	人/月	11	11	11
	人日/月	99	99	99
就労継続支援(B型)	人/月	101	102	103
	人日/月	1,782	1,799	1,817
就労定着支援	人/月	3	4	5
就労選択支援	人/月	1	1	1

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

短期入所については、これまでの実績で利用が増加しており、利用ニーズが高いため、今後も利用が増加することを見込んでいます。また、生活介護と就労継続支援(B型)については、令和3年度から令和4年度の期間は利用者が減少しましたが、平成30年度以降、それ以外の期間は利用者が増加し続けているため、今後利用が増加することを見込んでいます。

療養介護と自立訓練(機能訓練)、就労継続支援(A型)については、今後も同程度の利用を見込んでいます。自立訓練(生活介護)については、第6期計画期間中の利用はありませんでしたが、過去の利用実績に基づき、利用量を算出しています。また、就労移行支援の利用者数は減少していますが、一般就労への移行を進めるため、過去の実績での最大値での利用量を見込んでいます。就労定着支援も同様の理由から増加を見込んでいます。

障害のある人が、日中に活動する場、就労等、自立した暮らしに必要なサービスであるため、引き続き、利用ニーズの把握と、安定したサービス提供につなげるための人材の確保・育成を支援します。

就労移行支援事業については、今後も就労移行者の受け入れに地域の関係機関の連携等を進めるとともに、一般就労へ移行促進するため、一般就労を目指す利用者の支援の充実を図ります。

新たに「就労選択支援」のサービスが創設され、多様化する働き方に対して、障害のある人が、自身に合った働き方や、特性を活かして働くことができるよう、よりきめ細かい支援を行います。

在宅の重症心身障害児や医療的ケア児等についても、短期入所を利用することで、本人とその家族が安心して生活を送ることができるよう、働きかけを継続して行います。

(3) 居住系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助(グループホーム)とは、就労し、または就労継続支援な どの日中活動を利用している身体障害・知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用し、ひとり暮らしを希望する 障害者を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除な どの日常生活のほか、体調管理や通院の状況、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■第6期の計画値と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
施設入所支援	人/月	77	80	103.9%	76	80	105.3%	75	81	108.0%
共同生活援助	人/月	46	49	106.5%	46	42	91.3%	46	42	91.3%
自立生活援助	人/月	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0

【第6期計画期間中の利用実績】

施設入所支援は利用者が横ばいであり、いずれの年も計画比が100%を超える利用状況となっています。

共同生活援助の利用者が減少しており、令和4年度は計画値より下回っている状況です。

自立生活援助は、令和4年度において1人の利用がありました。

■居住系サービスの第7期の計画値

サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	80	79	79
共同生活援助	人/月	44	46	48
自立生活援助	人/月	1	1	1

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

施設入所支援については、施設入所者の地域生活移行を目標とし、減少の見込みとしていますが、障害のある人の生活の場を確保するという観点も重視し、ニーズの動向を注視します。

共同生活援助については、障害のある人の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、利用者が増加することを見込んでおり、新規開設される事業所があることから増加を見込んでいます。

自立生活援助については、今後もサービスの内容や制度の周知により、利用促進を図ります。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勧奨し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援(モニタリング)を行いサービスが適当かを検討します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

■第6期の計画値と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
計画相談支援	人/月	67	80	119.4%	72	82	113.9%	77	86	111.6%
地域移行支援	人/月	2	0	0.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
地域定着支援	人/月	2	5	250.0%	2	5	250.0%	2	2	100.0%

【第6期計画期間中の利用実績】

計画相談支援と地域定着支援は、計画値を大きく上回る利用率となっています。また、地域移行支援についても、令和3年度は利用がありませんでしたが、令和4年度は計画通りの利用となっています。

■第7期の計画値

サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	88	90	92
地域移行支援	人/月	2	2	2
地域定着支援	人/月	5	5	5

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

計画相談支援については、基本的にサービスの利用に当たり必ず必要な支援であるため、今後も利用が増加することを見込んでいます。また、利用者が増加傾向にあることから、提供体制の確保が必要です。そのためには、圏域や県などとも連携しながら、相談支援専門員の確保に努めます。

地域移行支援・地域定着支援については、地域移行・地域定着戦略会議の場等により関係機関との連携を十分に行い、適切なサービス提供に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業は、障害（児）福祉サービスとは別に、市町村及び都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業・サービスです。

相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業などの必須事業と、地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されています。

(1) 必須事業

■サービス内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害がある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住居入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有するものを市役所等に設置します。
手話奉仕員研修事業	聴覚に障害がある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	補装具以外で、日常生活を便利にする用具の給付などを行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練ベッドなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置などを給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計などを給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受診装置などを給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作補助用具などを給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

① 理解促進研修・啓発事業

■理解促進研修・啓発事業の第6期の計画値と実績値

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
実施有無	無	無	—	有	無	未達成	有	無	未達成

【第6期計画期間中の実施状況】

令和4年度からの実施を見込んでいましたが、未実施となっています。

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

住民理解を深める研修や啓発活動の実施について検討し、早期に実施します。

■理解促進研修・啓発事業の第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施 有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

■第6期の計画値と実績値

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
実施有無	無	無	—	有	無	未達成	有	無	未達成

【第6期計画期間中の実施状況】

令和4年度からの実施を見込んでいましたが、未実施となっています。

■第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

障害のある人やその家族がお互いの悩みを共有したり、情報交換する活動の場を検討します。

③ 相談支援事業

■第6期の計画値と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計 画	実 績	計画比	計 画	実 績	計画比	計 画	見込み	計画比
障害者相談支援事業	か所	6	5	83.3%	6	6	100.0%	6	7	116.7%
基幹相談支援センター	実施有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	5	5	達成	5	6	達成	5	7	達成
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成

【第6期計画期間中の実施状況】

障害者相談支援事業は令和4年度から計画値を達成し、令和5年度には計画値を上回っております。

令和元年度に設置しました基幹相談支援センターを継続して実施しており、また、朝来市障害者自立支援協議会において、地域における課題の検討を行っています。

■第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談者相談支援事業	か所	7	7	7
基幹相談支援センター	実施有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	7	7	7
機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	有

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

引き続き、基幹相談支援センターを中心とした地域における相談支援体制の強化を図ります。

住宅入居等支援事業については、実施の予定はありませんが、一定の基盤の確保が進み、今後は利用が促進されるよう、活動の充実を図るとともに事業等の周知に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

■第6期の計画値と実績値

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計 画	実 績	計 画 比	計 画	実 績	計 画 比	計 画	見 込 み	計 画 比
利用人数	1	2	200.0%	2	2	100.0%	2	3	100.0%

【第6期計画期間中の実施状況】

令和3年度より、2人が利用しています。

■第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用人数	3	3	3

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携するとともに、制度周知を行い、利用促進を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■第6期の計画値と実績値

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計 画	実 績	計 画 比	計 画	実 績	計 画 比	計 画	見 込 み	計 画 比
実施有無	無	無	—	有	無	未達成	有	無	未達成

【第6期計画期間中の実施状況】

令和4年度からの実施を見込んでいましたが、未実施となっています。

■第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	有	有

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

法人後見支援事業の立ち上げの動きがある場合には支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

■第6期の計画値と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計 画	実 績	結 果	計画	実績	結果	計画	見込み	結果
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用 件数	41	26	87.8%	49	28	57.1%	57	34	59.6%
手話通訳者設置事 業	設置 数	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

【第6期計画期間中の実施状況】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数は、計画値を下回っています。

手話通訳者設置事業については、令和4年度から1人設置しています。

■第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用 件数	36	38	40
手話通訳者設置事業	設置 数	1	1	1

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、制度の周知に努め、派遣事業は登録手話通訳者へ依頼するとともに、兵庫県立聴覚障害者情報センターとも連携し派遣事業を実施します。

また、手話奉仕員養成講座等を通じて登録者手話通訳者の確保に努めます。

手話通訳者については、引き続き1人設置する見込みです。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

■第6期の計画値と実績値

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
受講者数	10	8	80.0%	10	5	50%	10	3	30.0%

【第6期計画期間中の実施状況】

手話奉仕員養成研修事業の受講者数は、計画値を下回っており、受講者数が減少しています。

■第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 受講申込者数	人/月	8	8	8

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

養父市と合同で講座を開講し、人材育成に努めます。

「手話は言語である」という認識に基づき、引き続き、市民の手話への理解を広げ、関心を高めるために、周知・啓発を行います。

⑧ 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の第6期の計画値と実績値

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
介護・訓練支援用具	2	3	150.0%	2	4	200.0%	2	5	250.0%
自立生活支援用具	6	17	283.3%	7	20	285.7%	8	12	150.0%
在宅療養等支援用具	11	6	54.5%	11	6	54.5%	11	5	45.5%
情報・意思疎通支援用具	31	2	6.5%	31	8	25.8%	31	10	32.3%
排泄管理支援用具	761	754	99.1%	761	812	106.7%	761	822	108.0%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	4	2	50.0%	5	1	20.0%	6	1	16.6%
計	815	784	96.2%	817	851	104.2%	819	855	104.4%

【第6期計画期間中の実施状況】

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、排泄管理支援用具は、利用が増加しており、計画値を上回っています。

■日常生活用具給付等事業の第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数/年	5	7	9
自立生活支援用具	件数/年	24	28	33
在宅療養等支援用具	件数/年	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件数/年	10	12	14
排泄管理支援用具	件数/年	832	842	852
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年	2	2	2
計	件数/年	879	897	914

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

身体障害者手帳交付時等に利用者への周知を図るとともに、障害の状態に応じた用具の適切な給付を行います。

⑨ 移動支援事業

■第6期の計画値と実績値

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
延べ利用人数 (人)	19	19	100.0%	19	19	100.0%	19	20	105.3%
延べ利用時間 (時間)	773	342	44.2%	773	665	86.0%	773	575	74.4%

【第6期計画期間中の実施状況】

利用人数については、計画値通り推移していますが、利用時間については計画値よりも少なくなっています。

■第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/年	22	22	22
利用時間数	時間/年	800	800	800

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

障害のある人の社会参加に必要なサービスであるため、事業所と連携し、引き続き実施に努めます。

利用については、過去の実績に基づき、最大の利用量を見込んでいます。

⑩ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の第6期の計画値と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	結果	計画	実績	結果	計画	見込み	結果
【市内】 実施箇所数	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
【市内】 実利用者数	人	16	20	125.0%	16	22	137.5%	16	22	137.5%
【市外】 実施箇所数	か所	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
【市外】 実利用者数	人	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	2	50.0%

【第6期計画期間中の実施状況】

実施箇所は、市内・市外ともに1箇所となっています。

利用者数は、少しずつですが増加しており、22人が市内で利用しています。

■地域活動支援センター事業の第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
【市内】実施箇所数	か所	1	1	1
【市内】実利用者数	人	26	28	30
【市外】実施箇所数	か所	1	1	1
【市外】実利用者数	人	2	2	2

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

今後も引き続き、利用者が増加することを見込んでおり、障害のある人が社会参加するために必要な支援として、積極的に利用してもらえるよう、事業所と連携を図りながら見込量の確保に努めます。

(2) 任意事業

■サービス内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図るために、各種教室やスポーツ大会を開催します。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成します。
訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練事業	日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
更生訓練費・施設入所者就職支援金給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対し、更生訓練費を支給することで、社会復帰の促進を図ります。

■第6期の計画値と実績値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込み
日中一時支援事業	延べ人数	11	19	30
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回数	7	4	7
	参加者数	67	89	127
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件数	1	0	2
訪問入浴サービス	利用者数	0	1	2

【第6期計画期間中の実施状況】

日中一時支援事業の利用者及びスポーツ・レクリエーション教室開催等事業の参加者ともに増加しています。訪問入浴サービスについては、少しずつですが利用者が増えています。

■第7期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	延べ 人数	35	40	45
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	回数	7	7	7
	参加 者数	140	150	160
自動車運転免許取得・ 改造費助成事業	件数	3	4	5
訪問入浴サービス	利用 者数	3	4	5

【第7期計画の見込量と確保のための方策】

日中一時支援事業は今後も利用者が増加することを見込んでいます。

スポーツ・レクリエーション教室についても、定期的実施し、教室の周知を行うことで参加が増えることを見込んでいます。

訪問入浴サービスについては、引き続き、事業の周知を図り、ニーズに応じた利用を見込んでいます。

4 第2期障害児福祉計画／障害児支援の見込量と確保策

■サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により、治療もを行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援 利用援助)等の支援を行います。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置する事業です。
福祉型障害児入所施設※	施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設※	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

※入所系サービスの見込みは、都道府県が行います。

■第2期の計画値と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	結果	計画	実績	結果	計画	見込み	結果
児童発達支援	人	30	29	96.7%	31	28	90.3%	32	31	96.9%
	人日	97	107	110.3%	100	97	97.0%	104	92	88.5%
放課後等デイサービス	人	59	115	194.9%	59	73	123.7%	59	80	135.6%
	人日	835	829	99.3%	835	842	100.8%	835	890	106.6%
保育所等訪問支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
障害児相談支援	人	25	37	148.0%	26	42	161.5%	27	33	122.2%
医療的ケア児コーディネーター配置人数	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%

【第2期計画期間中の利用実績】

放課後等デイサービスは、計画値を大きく上回っていますが、令和3年度から令和4年度にかけて利用者数が大きく減少しています。

児童発達支援は、ほぼ計画値通りに推移していますが、令和3年度から令和4年度にかけて、利用者が減少しています。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、本市内での利用実績はありません。

障害児相談支援は、計画値を大きく上回る利用率となっています。

■第3期の計画値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	32	33	34
	人日	107	111	114
放課後等デイサービス	人	82	92	103
	人日	946	1,061	1,188
保育所等訪問支援	人	1	1	1
	人日	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
障害児相談支援	人	45	48	51
医療的ケア児コーディネーター配置人数	人	1	1	1

【第3期計画の見込量と確保のための方策】

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、今後も増加すると見込んでいます。

医療的ケア児コーディネーター配置人数については、設置に向けて検討を進めます。

学校、障害児通所支援事業所、障害福祉サービスを提供する事業所及び相談支援事業所と連携を図り、サービスを利用しやすい環境整備に努めます。

<活動指標>

■発達障害者等支援の一層の充実

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	年間受講者数(人)	3	3	3
ペアレントメンターの人数	年度末時点の人数 (人)	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	年間参加者数 (人)	12	12	12

第7章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割

本計画の基本理念である「障害のある人もない人も、全ての人が理解し合い、支えあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、施策の推進にあたっては、市行政はもちろんのこと、障害者団体、企業等、地域、市民等がそれぞれつながり、協力しながら、社会全体の取組として進めていきます。

(1)市行政の役割

障害のある人やその家族等のニーズを的確に把握し、一人一人の状態やニーズに対応したきめ細かな支援に努めます。また、全ての人が理解し合い、支えあうための地域づくりを進めるため、条件整備に努めるとともに、障害のある人のまちづくりへの参加機会の拡充を図ります。

(2)関係者団体、ボランティア団体等の役割

障害者団体は、各団体間での調整を図りながら、ピア活動や市民の障害に対する理解促進、障害者の社会参加の促進、行政等に対する障害のある人の生活の向上等に向け、様々な働きかけを行っていくことが期待されます。

また、ボランティア団体等については、障害のある人の身近な理解者として、必要な情報や支援の提供を行うとともに、地域において障害のある人やその家族等と支えあいの活動を進めていくことが期待されます。

(3)企業等の役割

障害のある人がいきいきと充実した生活を送ることができるよう、職場で働くにあたっての支障を改善するなど合理的配慮を図り、雇用の拡大に努めることが期待されます。

また、地域を構成する一員として、障害のある人が住みやすい、利用しやすい地域づくりへの取組が期待されます。

(4)サービス提供事業者等の役割

サービス提供事業者は市行政等関係機関と連携し、障害のある人の特性や個々の状況に合った適切なサービスを提供するとともに、地域での自立した生活を送れるような支援を展開することが求められます。

(5)地域の役割

地域は、市民をはじめ団体、企業等様々な主体で構成されています。少子高齢化が進む中、地域に求められる期待は大きなものがあります。それぞれの地域で、誰もが互いにつながり合い、支えあいながら、障害があっても安心して生活できるよう、また、災害時の支援体制など、環境づくりに取り組むことが期待されます。

(6)市民の役割

障害のある人やその家族が、地域で孤立することがないように、市民一人一人が障害や障害のある人に関する正しい理解を深めることが必要です。

また、必要な情報を届けたり、見守りや交流など、相互に助け合う地域づくりに積極的に参加していくことが求められます。

2 連携体制の強化

(1) 関係機関、関係各課との連携

本計画の目標や見込量を達成するためには、障害福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めていきます。

とりわけ、本計画では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療的ケアの必要な子どもへの対応の充実を図るため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することが成果目標となっています。

また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。

(2) 国、県、近隣市との連携

本計画の内容は、本市単独で達成できないものも含まれています。国、兵庫県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

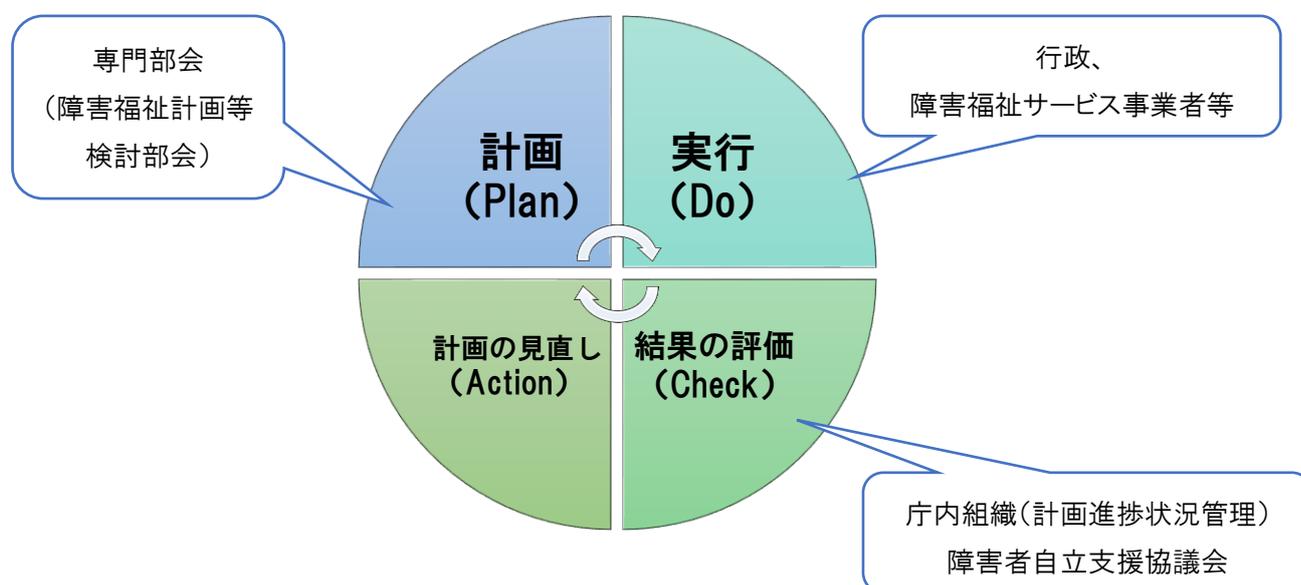
また、広域的な対応が望ましい施策については、近隣市との連携を進め、効果的な推進を図ります。

さらに、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を要望していきます

3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、関連分野の他の事業計画等とも連携を図りながら、計画内容の点検・評価を行います。

点検・評価はPDCAサイクルに基づき、計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れにより進めます。成果目標や活動指標について、少なくとも年1回はその実績を把握し、計画の着実な推進に努めます。また、必要に応じて庁内組織または朝来市障害者自立支援協議会において中間評価等を行います。



資料

1 計画策定の経過

年月日	内容
令和4年9月1日～ 9月30日	障害のある人へのアンケート調査 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者全員を対象に、18歳未満と18歳以上の2種類の調査を実施。両調査ともに郵送配布・郵送回収
令和4年11月15日～ 11月30日	障害者・児関係者・団体への調査 市内のサービス提供事業所、障害者関係団体、特別支援学校を対象に郵送配布・郵送回収による調査を実施。
令和5年7月25日	第1回 朝来市障害者計画等策定部会 【議事】 (1)計画策定について (2)計画策定検討スケジュールについて (3)アンケート調査について (4)障害のある人を取り巻く状況について (5)前計画における取組状況について
令和5年9月26日	第2回 朝来市障害者計画等策定部会 【議事】 (1)構成（案）について (2)第1章「計画の策定にあたって」について (3)第2章「障害のある人を取り巻く状況」について (4)第3章「計画の基本的な考え方」について
令和5年11月29日	第3回 朝来市障害者計画等策定部会 【議事】 (1)第3章「計画の基本的な考え方」について (2)第4章「施策の展開」について (3)第5章「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」について (4)第6章「計画の推進に向けて（活動指標等）」について
令和5年12月15日～ 令和6年1月15日	計画素案について市民意見を募集（パブリックコメント実施） 閲覧場所は、市のホームページ、社会福祉課の窓口、各支所の窓口
令和6年3月1日	第4回 朝来市障害者計画等策定部会 【議事】 (1)パブリックコメントの結果報告 (2)計画案の最終確認 (3)その他

2 朝来市障害者計画等策定部会

(1) 朝来市障害者自立支援協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3の規定に基づき、朝来市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、及び意見を述べるものとする。

- (1) 朝来市障害者計画等（障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく障害児福祉計画）の策定、見直し等に関すること。
- (2) 障害者等への支援体制の課題に関すること。
- (3) 関係機関等の連携の緊密化に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた体制の整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉サービス事業所の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援機関の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 障害者団体の代表者
- (8) 地域の代表者
- (9) 障害者等
- (10) 公募による市民
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(書面による審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(専門部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、研究及び審議を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部ふくし相談支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、協議会の委員の最初の任期は、委嘱の日から令和5年6月30日までとする。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和2年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 協議会 委員名簿

(敬称略)

種別	所属	氏名
学識経験者	兵庫県弁護士会	馬場 民生
障害福祉サービス事業者	障害者等相談支援コーディネート事業 生活支援センターほおずき圏域コーディネーター	中井 寿美
	かるべの郷福祉会 かるべの郷ドリーム相談所 主任相談支援専門員	中川 祐一
	朝来市社会福祉協議会 あさごふれ愛の郷あおぞら	永田 ますみ
	神戸聖隷福祉事業団真生園	○大橋 幸司
	放課後等デイサービスクローバー	尾崎 桃子
保健・医療関係者	朝来市医師会代表	◎木村 嘉宏
	南但歯科医師会代表	上垣 道紀
	大森クリニックさんがい	植木 拓氏
	朝来健康福祉事務所	濱田 圭子
教育関係者	兵庫県立和田山特別支援学校代表	野口 照正
	朝来市小中学校代表	岩野 智哉
	朝来市教育委員会	田中 雅人
就労支援関係者	豊岡公共職業安定所 和田山分室	由利 彰敏
	但馬障害者就業・生活支援センター	衣川 勝海
関係機関団体	豊岡こども家庭センター	中川 正和
	ひょうご発達障害者支援センタークローバー 豊岡ブランチ	成田 恵祐
障害者団体	朝来市身体障害者福祉協会代表	石田 秀樹
	朝来市手をつなぐ育成会代表	和田 早苗
地域代表者	朝来市民生委員・児童委員連合会代表	衣川 桂子
障害者等	ピアサポーター代表	藤本 武宏
公募による市民	公募委員	原田 友紀
その他市長が認める者	朝来市商工会	西垣 隆

◎会長 ○副会長

事務局

種別	所属	氏名
事務局	朝来市健康福祉部長	笠垣 和幸
	朝来市健康福祉部ふくし相談支援課 課長	馬袋 真理子
	〃 ふくし相談支援課 副課長	足立 里江
	〃 ふくし相談支援課 課長補佐兼係長	藤原 正浩
	〃 ふくし相談支援課 主任	小畑 知見
	〃 ふくし相談支援課 相談支援専門員	夜久 美由紀
	〃 ふくし相談支援課 相談支援専門員	高元 郁子
	〃 社会福祉課 課長補佐兼係長	大西 真

(3) 策定部会 委員名簿

(敬称略)

区分	所属・役職名	氏名
学識経験者	兵庫県弁護士会	馬場 民生
障害福祉サービス事業者	障害者等相談支援コーディネート事業 生活支援センターほおずき圏域コーディネーター	中井 寿美
	神戸聖隷福祉事業団真生園	◎大橋 幸司
保健・医療関係者	朝来市医師会代表	木村 嘉宏
	南但歯科医師会代表	上垣 道紀
	朝来健康福祉事務所	濱田 圭子
教育関係者	兵庫県立和田山特別支援学校代表	野口 照正
就労支援関係者	但馬障害者就業・生活支援センター	衣川 勝海
関係機関団体	ひょうご発達障害者支援センタークローバー 豊岡ブランチ	成田 恵祐
障害者団体	朝来市身体障害者福祉協会代表	石田 秀樹
	朝来市手をつなぐ育成会代表	和田 早苗
地域代表者	朝来市民生委員・児童委員連合会代表	○衣川 桂子
障害者等	ピアサポーター代表	藤本 武宏
公募による市民	公募委員	原田 友紀

◎部会長 ○副部会長

事務局

種別	所属	氏名
事務局	朝来市健康福祉部長	笠垣 和幸
	朝来市健康福祉部次長兼社会福祉課 課長	細井 香
	〃 社会福祉課 課長補佐兼係長	大西 真
	〃 社会福祉課 主任	山根 麗奈
	〃 ふくし相談支援課 課長	馬袋 真理子
	〃 ふくし相談支援課 副課長	足立 里江

3 用語の説明

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。IT とほぼ同様の意味ですが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communication という言葉を入れた ICT が用いられています。

アクセシビリティ

自分の行きたいところへ移動できること、情報を自由にもらえて、きちんとした説明を受けることができること、自分の伝えたいことを必要な支援を受けながら伝えられること。

アセスメント

障害者本人や家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のこと。

意思決定支援ガイドライン

事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示すことにより、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的として厚生労働省が作成したもの。その中で、意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいうと定義しています。

一般就労

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業のこと。

医療的ケア

重度の障害のある人や高齢者が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。

インクルーシブ教育

子どもたち一人一人が多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

か行

キャリア教育

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のこと。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を行うことができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

権利擁護

意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

高次脳機能障

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害といいます。

コーディネーター

ものごとを調整する役の人のことです。また、異なる立場の人々の間の合意を形成したり、多くの人の参加を促進する役割を果たしたりする人のことをいいます。

こども家庭センター

児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所のこと。兵庫県では平成 17 年 4 月から、広く家庭問題に対応していくため名称を「こどもセンター」から「こども家庭センター」に改称しました。0 歳から 18 歳未満の子どもと家庭の問題について相談援助活動を展開しています。

さ行

キャリア教育

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のことをいいます。

サポートファイル

障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心して安全な生活を送ることや、教育をはじめとした一貫性のある支援が受けられることをめざして作成される、生育歴など詳細かつ正確な情報を記録するもの。

児童発達支援センター

就学前の障害のある子どもが、日常生活における基本的動作の指導、知識・技術を取得し、集団生活に適応できるように支援を行う通所施設です。また、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域支援の拠点となっています。

市民後見人

市民後見人について、兵庫県では「地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神を持った市民」であり、「家庭裁判所より後見人等（保佐人・補助人を含む。以下「後見人等」という。）としての選任を受けた者」と定義付けています。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念など一切のもの。

重度心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害とといいます。

障害者就業・生活支援センター

就業を希望する障害のある人に、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する支援拠点のこと。

自立支援医療

心身の障害の状態を軽減することなどを目的に給付される医療費。精神通院医療費、身体障害者の更生医療費、障害児の育成医療費から構成されます。

（地域）自立支援協議会

障害のある人の生活を支援していくため、障害福祉サービス事業者や教育、就労などの関係者により構成され、地域で生活する障害のある人の支援体制における課題について情報共有、連携などが図られる場。

身体障害

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の5つに分類されています。

身体障害者手帳

身体に障害（身体障害者福祉法により規定）のある人に対し、その更生を援助し、福祉を増進するために交付しているもの。

スクールカウンセラー

児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、学校教育相談学会が認定する学校カウンセラー、日本教育心理学会が認定する学校心理士、財団法人日本心理士資格認定協会が認定する臨床心理士などがあります。

スクールソーシャルワーカー

カウンセリングは本人の心の葛藤に視点を置き、受容、傾聴的態度で接することによって本人の心の葛藤を解消する支援方法であるのに対し、ソーシャルワーカーは本人が抱えている問題の原因が環境にあるという観点で介入し、本人と福祉・医療などを結びつけることによって問題を解決していきます。家庭訪問だけでなく、福祉・医療機関などへの同行、子どもが何を求めているのかの代弁なども行います

精神障害

統合失調症、気分障害（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、支援を受けやすくなり、精神障害者の自立と社会参加を促進するための手助けとなるもの。

精神デイケア

精神障害のある人の社会生活機能の回復を目的として、個々に応じたプログラムに従ってグループごとに治療します。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度を利用するためには、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うこととなります。なお、身寄りのいない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

た行

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含む様々な生活支援サービスが日常生活の場（介護保険の日常生活圏域など）で、適切に提供されるような地域での体制のこと。

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点施設あるいは単独機能施設の集合体をいいます。

知的障害

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

特別支援学校

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校のことで、学校教育法第8章「特別支援教育」の第72条には「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と定められています。

トライアル雇用

一定期間の試行的雇用。障害者雇用をためらっている事業所に対して、試行雇用の形で受け入れを要請し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりとするもの。

な行

内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の7つの障害の総称です。

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害のある人の定義に加えられました（平成25年4月1日施行）。平成27年1月には、障害福祉サービスの対象疾病は、130疾病から151疾病に、同年7月1日からは332疾病に、平成29年4月1日からは358疾病に順次拡大されています。また、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となり、平成27年7月1日からは306疾病に、平成29年4月1日からは330疾病に拡大されました。

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいいます。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

は行

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。

発達障害者支援センター

発達障害のある人・その家族等を総合的に支援するため設置された支援拠点で、相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担います。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続のことです。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ピアカウンセリング

障害者自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害者の相談・支援に応じ、問題の解決を図ることをいう。ピア＝仲間の意味。

ピアサポート

障害者が自らの経験を生かし、悩みを持つ障害者を支援すること。

避難行動要支援者

障害者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成 25 年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

福祉的就労

障害者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

法人後見人

個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識や能力、体制などを備えた法人を成年後見人等として選任すること。法人は社会福祉協議会、福祉関係の公益法人、社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うために設立された公益法人、NPO法人等が対象となります。

（障害者）法定雇用率

障害者雇用促進法によって、民間企業、国、地方公共団体は、その「常時雇用している労働者数」の一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の身体障害者、知的障害者を雇用することが義務づけられています。常時雇用している労働者とは、期間の定めのある労働者も、事実上1年を超えて雇用されている、あるいは雇用されることが見込まれるものも含まれます。20時間以上30時間未満の労働時間のパートタイマーも短時間労働者として算定基礎に含まれます。法改正に伴い、平成30年度からは精神障害者を算定基礎に追加されることが決まっています。

ま行

モニタリング

ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること。

や行

ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

ら行

ライフステージ

乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期など、人が生まれてから死ぬまでの各段階のこと。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童・その家族、障害に関し心配のある人等を対象に、障害の早期発見・早期治療または訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと

療育手帳

知的障害者（児）に対して一貫した指導相談や援助を受けやすくするためのもの。

レスパイト

乳幼児や障害児者、高齢者などを在宅でケアしている家族の心身の負担の軽減を図るため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのことをいいます。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがあります。



朝来市